

## ～ 国際研修 ～

### 2010年度ベトナム司法制度共同研究

国際協力部教官

松原 禎夫

#### 第1 はじめに

国際協力部では、2010年6月21日（月）から25日（金）までの間、ベトナム司法制度共同研究を実施した（日程表は文末の資料1のとおり）。

本稿はその実施結果を報告するものである。

#### 第2 研究実施の背景

法務総合研究所では、1994年からベトナム社会主義共和国に対する法整備支援を実施しているところ、同国においては最高人民検察院（Supreme People's Procuracy、以下「SPP」と略称する。）が訴追活動や裁判監督のみならず、刑事訴訟法や検察院組織法等の刑事手続関連諸法の起草を含む広範な権限と責務を有していることにかんがみ、2000年から、SPPとベトナム司法制度に関する共同研究を実施し、相互に専門家を派遣し合うなどして両国の法制度に関する研究及び最新情報の交換を行っており、今回で11回目である。

本研究は、法務総合研究所が直接SPPの専門家を招へいして実施することに独自の意義を有する。法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力しつつ、ベトナムに対する法整備支援活動を継続しているところ、本研究は、JICAプロジェクトとは別に、法務総合研究所が独自に実施しているもので、招へいする専門家が1名から2名と他の本邦研修と比べて少人数であることや互いに検察同士であり理解し合える面も少なくないことから、極めて率直な意見交換が可能となっており、法務総合研究所では、本研究を通じて、ベトナム法制度とその運用実態及び問題点などにつき、有益な情報を収集しており、このようにして蓄積された情報は、法整備支援活動の実施に大いに活用されている。

#### 第3 研究のテーマ

ベトナムは、現在、2005年に共産党中央委員会政治局が採択した同年48号決議（「法制度整備戦略」）及び同年49号決議（「司法改革戦略」）に基づき法・司法制度改革を行っているところ、SPPは、刑事司法制度改革の担当者として、刑事訴訟法及び検察院組織法

改正に向けて、各国の法・司法制度を比較研究するなどしている。そこで、本年度においては、ベトナム側から、「ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題」及び「ベトナムにおける司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題」について発表してもらい、日本側からは、日本の刑事訴訟法とその運用実態及び検察組織の概要などにつき情報を提供することとした。

## 第4 研究の概要

### 1 招へい専門家

#### ① SPP検察理論研究所民事・行政法研究課長

ホアン・ティ・クイン・チ氏 (Ms. Hoang Thi Quynh Chi)

#### ② SPP検察理論研究所刑事法研究課長

グエン・ティ・トゥイ氏 (Ms. Nguyen Thi Thuy)

### 2 ベトナム側発表

#### ① ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題

トゥイ氏から、「ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題」について、資料2のとおり発表されたが、その要旨は以下のとおりである。

ベトナムでは、過去数年の刑事司法改革により、被疑者・被告人の権利保護強化、弁護人の地位・役割向上、事物管轄の再編による審理迅速化などを達成した。しかし、刑事訴訟法上、弁護人の役割に関する規定がいまだ不十分である上、実際の運用を見ても、刑事司法手続において弁護人の果たす役割が質的・量的に不十分である<sup>1</sup>。また、ベトナム刑事訴訟法は、職権主義的訴訟構造<sup>2</sup>を採用し、刑事事件を当事者の紛争ではなく、社会秩序の侵害とみなす結果、検察官と弁護人の権限が対等でなく、公判においても、裁判所が糾問的になる一方、検察官及び弁護人の立証活動や弁論が低調である。



さらに、検察院は、捜査機関を監督する地位にあるが、検察院の指示に捜査機関が従わない場合の是正措置がないため、検察院が再度事件記録を捜査機関に差し戻す<sup>3</sup>などし、事件処理が長引く場合があるなどの問題を抱えている。そこで、現行刑事訴訟法の下で高い検挙率が維持されていることや

<sup>1</sup> トゥイ氏の発表によれば、弁護士が参加する刑事事件は総処理件数の約20パーセントに過ぎないという。

<sup>2</sup> ベトナム刑事訴訟法は、職権主義的訴訟構造を採用しており、裁判所は、刑事事件を立件する権限（104条1項）、補充捜査のため検察院に記録を差し戻す権限（179条）、検察の起訴範囲を超えて判決する権限（196条）を有する。

<sup>3</sup> 検察院は、補充捜査のために記録を捜査機関に差し戻すことができる（168条）。

弁護人の能力が十分でないことなどを考慮し、原則として、職権主義的訴訟構造を維持するものの、ベトナムの実情に合致する範囲で当事者主義的要素を選択的に受け入れることにより、公判における弁論を充実させ、裁判所が中立的立場から当事者の弁論に基づき判決できるようにする必要がある。そして、弁護権強化のための規定を創設し、被告人の記録閲覧権、被告人及び弁護人の裁判所に対する証拠収集請求権を認めるとともに、弁護人・検察官双方に証拠開示義務を課すなどして弁護の実効性を高めることを検討している。また、捜査官の任命、罷免に検察院の意見を必要とするなどして、検察院による捜査機関の監督を充実・強化させなければならない。

## ② ベトナムにおける司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題

チ氏から、「ベトナムにおける司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題」について、資料3のとおり発表されたが、その要旨は以下のとおりである。

ベトナムにおいて、検察院は、憲法上に規定された司法機関であり、最高機関である国会に直属する。国家統治機構における検察院の位置については、様々な意見があり、公訴は、行政権の機能に属しているため、検察院を行政府の管轄下に置くべきであるという意見がある一方、公訴権行使の中立性や国家権力監視のため、従前どおり、国会直属の機関とすべきであるという意見も根強い。検察院の機能、任務については、検察院は、2002年まで、公訴権に加えて、あらゆる国家機関の法律遵守を監督する任務を有していたが、ドイモイ政策の採用以降の司法改革により検察院の機能、任務は刷新され、現在では、行政府に対する法律遵守監督機能を撤廃し、公訴権行使と司法検察<sup>4</sup>に専念することとなった。また、検察院は、民事訴訟に関して、従前、社会的利益が侵害されるなど一定の場合には訴えを提起する権限を有するとともに、全ての民事訴訟公判に立会することができたが、現在では、当事者が裁判所の証拠収集活動に不服申立した事案、検察官が第一審に参加した事案、検察官が第一審に対し抗議申立<sup>5</sup>てした事案などに限って立会する。この点、検察院による民事訴訟監督権を縮小した結果、誤った判決が増加したとして、従前の権限に戻すべきという意見もある。次に、検察院の組織体系に関し、



現在、検察院は、行政区画に対応する形で、最高人民検察院、省級人民検察院(63か所)、県級人民検察院(678か所)及び軍事検察院(中央軍事検察院、軍区及びそれに準ずる軍事検察院(16か所)並びに地域軍事検察

<sup>4</sup> 司法検察とは、捜査の適正を図り、裁判所の正当な法適用を監督し、判決の執行、身柄拘束機関の適正等につき監督することをいう。

<sup>5</sup> 検察院は、控訴権、監督審・再審異議権を有する(民事訴訟法250条、285条、307条)。

院(34か所))に分かれており、裁判所及び捜査機関の組織体系もこれに対応している。この点、裁判所は、現在、最高人民裁判所の一部署である控訴審裁判所を最高人民裁判所から切り離した上で、行政区画にとらわれず全土に配置する一方、最高人民裁判所を監督審裁判所に特化させ、また、県級人民裁判所を統合して、①最高人民裁判所、②控訴審裁判所、③省級裁判所、④県級裁判所を統合した地域裁判所とする体系を検討している。そこで、検察院も新たな裁判所の組織体系に対応する形で、①最高人民検察院、②高等検察院、③省級人民検察院、④県級検察院を統合した地域検察院とする組織再編を検討しているが、県級人民検察院を統合することについては、捜査機関と対応しなくなり、捜査活動と密着した公訴権の行使が困難になるとして反対する声もある。

### 3 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換においても、日本側及びベトナム側から活発な発言があったので、その一部を紹介する。

Q (日) 真実発見のためにも当事者主義的訴訟構造が望ましいのではないか。

A (越) 当事者主義、職権主義のいずれにも長短があるが、現在のベトナムの経済レベル、弁護人の能力を考慮すれば、検察及び裁判所による真相究明をより重視すべきと考えている。

Q (日) 職権主義的訴訟構造の下では、裁判所が有罪立証の証拠を探す方向へ傾き、えん罪を生む可能性が高まるのではないか。

A (越) 暫定留置を受けた者、勾留中の者、立件手続を受けた者、起訴された者、裁判を受けた者らが、罪を犯していないと認定された場合、国家賠償法による賠償があり、その際、故意により損害を発生させた検察官や裁判官は国家が賠償した金額を返済する義務を負う。そのため、国家機関は、慎重に対応しており、有罪率も極めて高い。<sup>6</sup>

Q (越) 日本には、証人保護のため、どのような制度があるか。

A (日) 証人尋問の際の遮へい、付添い、ビデオリンクや出所情報の提供、証人威迫罪などがある。

Q (日) 検察院は、民事訴訟を監督する任務を負っているが、今後、犯罪増加に伴う負担増加により、民事監督の継続は困難となるのではないか。

A (越) 権力乱用を防ぐためには相互監視が必要である。また、当事



<sup>6</sup> トゥイ氏の発表によれば、立件された事件の90パーセント以上が起訴され、起訴された事件の90パーセント以上が有罪となっているという。なお、ベトナムには、立件という日本にはない制度がある（刑事訴訟法100条から109条）。

者の能力が必ずしも十分でない現状で、裁判所に全権を与えれば権力乱用のおそれがある。また、検察院が監督審請求した事件のうち98パーセント以上が監督審で是正されており、いまだ検察院による監督が必要であることが裏付けられている。

## 第5 終わりに

チ氏及びトゥイ氏には、本研究に当たり、事前に資料2及び資料3として添付した発表原稿を提出していただいた。御覧になれば、お分かりいただけると思うが、大部かつ充実した内容である。また、両氏は、研究期間中、非常に熱心に日本の刑事司法制度を学ぼうとしており、その様子から、少しでも多くの有益な情報を入手し、ベトナムにおいて進行中の刑事訴訟法・検察院組織法改正に役立て、祖国のためにより良い制度を構築したいという熱意が感じられた。一方、両氏は、研究時間を終えると、とても気さくで好奇心おう盛な方であり、食べ慣れない日本料理にも挑戦されたし（もっとも刺身だけは苦手なようであったが）、東京や大阪の都市景観をととても美しいと感心しておられた。短い滞在期間であり、かつ、自由時間も限られていたが、日本を好きになっていただけたようである。なお、チ氏及びトゥイ氏が、帰国後、ベトナムから送ってくれたお礼状を資料4として文末に掲載しているので、併せてお読みいただきたい。

最後に、通訳をしていただいた大貫錦氏を始め、本研究について御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。



## ベトナム最高人民検察院専門家招へい日程表

〔教官：森永教官，松原教官，専門官：権瓶統括専門官，内田主任専門官〕

2010/6/26 現在

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
6 / 日 20		ハノイ発(11:05 VN790便)		香港発(15:00 JAL732便)		
			香港着(13:55)		成田着(20:20)	
6 / 月 21		10:00～ オリエンテーション 3F 共用会議室	11:00～ 法総研所長表敬	14:00～ 講義「日本の刑事手続きについて」 国際協力部教官	3F 共用会議室	
6 / 火 22		10:00～ 日本の法制度整備支援について 国際協力部教官 3F 共用会議室	11:00～ 国際協力部長との意見交換会 3F 共用会議室	14:00～ 東京地方裁判所法廷傍聴(刑事裁判)		国際協力部長主催懇談会 18:30～
6 / 水 23		午前 大阪へ移動		14:00～ 国際協力部の概要説明 4F セミナー室	15:30～ 発表準備 4F セミナー室	
6 / 木 24		10:00～ 招へい専門家発表 「ベトナム刑事訴訟法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」 4F セミナー室		14:00～ 国際協力部教官との意見交換 4F セミナー室		
6 / 金 25		10:00～ 招へい専門家発表 「憲法改正の可能性を見据えた人民検察院組織改変に関する新たな論点」 4F セミナー室		14:15～ 大阪地検検事正表敬	14:30～ 大阪地検見学	
6 / 土 26		離日(11:00 関西国際空港発 JAL5125便)			ハノイ着(14:00)	

## ベトナム刑事訴訟法典改正に対する諸問題

修士 Nguyen Thi Thuy (グエン・ティ・トゥイ)  
最高人民検察院検察理論研究所刑事法研究課長

本文書は3つの内容を含む。

第1：ベトナムにおける刑事司法の成果

第2：ベトナムにおける現行の刑事訴訟モデルの実情

第3：ベトナムにおける現行の刑事訴訟モデル整備の方向

### I. ベトナムにおける刑事司法の成果

犯罪予防・抑制の戦いの効力・効果を高め、同時に刑事訴訟活動における人権を十分に尊重・保障し、犯罪予防・抑制の戦いの協力に関して、ベトナムがメンバーとなっている国際的な約束の履行を十分に保障することが、刑事司法の重要な目標である。近年、ベトナムにおける刑事司法は、司法訴訟手続きの方面、刑事司法機関の機構・組織、司法職員のレベル・責任の強化、司法扶助に関する諸問題等、強力な改革の要請に直面している。その要請に応じるために、ベトナムにおける刑事司法改革は強い決心で根気強く、頻繁かつ連続的に実施され、記録されるべき結果を得て、ベトナム社会主義の法治国家建設の目標に大きく貢献し、各機関の犯罪の発見と処理を推進し、刑事訴訟における人権保障は日増しに改善してきた。特に今後の司法業務の中心任務に関する政治局の2002年1月2日付決議08-NQ/TW号及び司法体系を総体的に改革するステップと解決策を有する長期戦略2020年までの司法改革戦略に関する2005年6月2日付決議49-NQ/TW号の実施で、ベトナムにおける刑事司法の改革進捗は実に強い変化を遂げてきた。

#### 第1：刑事訴訟活動における人権と民主性の日増しの強化

ベトナム共産党とベトナム国家が掲げ、決行する刑事司法改革の重要な目標の一つは、刑事訴訟における民主性の更なる実施を保障し、公民の合法的権利、利益を保障することである。

刑事訴訟は、犯罪の発見、捜査、起訴、裁判の過程であって、犯罪に対する予防・抑制の戦い、社会の秩序、安全の保護のため、国家と社会において鋭く、効力のある道具

## 資料2

としての役割を果たさなければならない。しかし、その目標の達成のためにいかなる代償でも払うことが許されるわけではない。この目標を達成するため、訴訟活動の遂行権限を任された各機関、個人は、厳格な訴訟手順と手続きを経て、犯罪者を発見し、正確、適時、公正に処理しながらも、冤罪者を生み出さず、犯罪被疑者の諸権利の尊重、保障を徹底する。

その主張を制度化し、冤罪者が損害賠償と名誉回復を受ける権利、冤罪を生み出した訴訟機関が冤罪者に損害賠償と名誉回復を行わなければならないこと、訴訟遂行機関や個人によって損害を受けた人に賠償を受ける権利があることの諸原則は2003年刑事訴訟法典の第29条、30条により補足されるようになった。次に、国会の常任委員会は、2003年3月17日付け決議388/2003/NQ-UBTVQH11号を公布し、刑事訴訟活動において冤罪を生み出した訴訟遂行機関、個人の賠償手順、手続き、形式、責任を具体的に特定し、刑事訴訟活動における冤罪者の合法的権利、利益を回復する諸措置も規定した。ごく最近の2009年6月18日、ベトナム国会は国家賠償法を成立させ、従前この分野を調整した諸文書を替え、国家が公民に対してより適正な責任を果たし、同時に被害者のより適正な賠償の請求権利を実現するために効果的かつ一貫性のある新しい法的仕組みを構築した。昨今の刑事事件の捜査、起訴、裁判の実体は、各訴訟遂行機関と個人の認識と行動に積極的な変化を見せ、司法職員の責任が高められ、基本的に無実の立件、起訴、有罪判決が減り、実体上、暫時留置者、被疑者、被告人の合法的権利、利益が保障されるようになった。

抑制措置の適用根拠と条件をより厳格に規定し、暫時留置措置に代替する抑制措置の適用を効果的にし、逮捕、暫時留置措置の適用の制限に貢献し、抑制措置の適用における権限ある各機関の責任、特に検察院の承認責任を強めることは、刑事訴訟改革における次の重要な結果である。それによって、2003年刑事訴訟法典は、県級公安の次長、省級公判廷の裁判長以上の被疑者・被告人に対する逮捕命令の発布権限を排除した。緊急逮捕に関する添付資料と承認の検討要請を受理したときから12時間の期限内で、緊急逮捕命令を承認するか否かを決定するために検察院が被逮捕者と直接的に会って、質問する権限があるという規定を補足することを介して、緊急逮捕命令の承認における検察院の責任を強化した。24時間であった権限機関の暫時留置決定を検察院へ送付する期限は、決定を発してから12時間へと短縮された。妊婦又は生後36か月未満の幼児を養育する時期の婦人、老衰者、住所がはっきりしている重病者である対象者は暫時留置しないことが明らかに規定された（ただし、これら対象者が逃亡し、指名手配によって再逮捕され、他の抑制措置が適用されても犯罪を継続し、又は、捜査、起訴、裁判に対して故意に重大な阻害を及ぼした場合、国家治安侵害罪を犯した対象者であって、彼らを暫時留置しなければ国家治安に危害を及ぼすようになる十分な根拠がある場合は除く。）

2003年刑事訴訟法典は、訴訟活動は国家及び社会の厳格な監督に置かれなければならないという原則を補足した。同時に、刑事訴訟における不服申立て・告訴に関する特定

の1章を設け、その中で、刑事訴訟における不服申立ての権利者は機関、団体、個人であること、不服申立ての対象は法律違反により申立人に損害を与えた訴訟遂行機関、個人の訴訟決定、行為であることを明らかに規定し、不服申立権限、責任、処理機関等不服申立てに関する他の問題を規定した。これら改正、補足は、刑事訴訟活動における民主性を実現し、公民の合法的権利、利益を保護するという国家の目標を明らかにした。

## 第2：刑事司法改革は弁護人の地位、役割の向上に貢献した

この10数年、ベトナムは、司法訴訟を始め、刑事司法の諸手続きにおける弁護人の地位、役割の向上に対して特別な関心を払ってきた。訴追-弁護-裁判という刑事訴訟において基本的な機能の平等性を保障するという考え方が、実体上認められ、実現し始めた。

刑事訴訟における弁護人の役割を強めることは、被暫時留置者、被疑者、被告の権利を保護する重要な措置であって、訴訟遂行機関の刑事事件処理活動における公開性、透明性の強化に貢献することになる。特に、国家権力実現の側面から考えると、弁護人が事件処理過程に参加することを規定することは、社会の国家権力実現活動(司法権)に対する重要な監督手段を構成することにもなる。

公布された2003年刑事訴訟法典と2006年弁護士法は弁護人の地位、役割、権限と責任に関する重要な規定を設けている。それによって、弁護人の訴訟に参加する時点が、法律で従前よりも早めに規定されるようになった(緊急逮捕又は現行犯逮捕に関する規定に基づく逮捕の場合、弁護人は、暫時留置決定があつてから訴訟に参加することができる)。弁護人の権利に関し、2003年刑事訴訟法典は、訴訟参加する際の弁護人の10の権利群を規定している。これらの権利は、弁護人の被疑者、被告人に有利な証拠の収集、被疑者、被告人の合法的権利、利益保護のために重要な法的根拠である。具体的には次の権利が含まれている：1)被暫時留置者の陳述調書作成時、被疑者の取調べ調書作成時に立会い、捜査官の同意があれば、被暫時留置者、被疑者に質問して、他の捜査活動に立会い、自己が参加する訴訟活動に関する諸記録と自己が弁護する者に関する訴訟決定を閲覧する権利。2)被疑者取調べ時に立会うために被疑者の取調べ時間と場所を事前に通知するよう捜査機関に提案する権利。3)刑事訴訟法典に基づく訴訟遂行者、鑑定人、通訳人の変更を捜査機関に提案する権利、4)被暫時留置者、被疑者、被告人、これらの者の親戚から、又はそれらの者の要求により機関、組織及び個人から、弁護に関する書類、証拠物及び事実関係を収集する権利。ただし、当該書類、証拠物及び情報が国家機密又は職業上の秘密に関わる場合を除く。5)訴訟遂行機関に対して、資料、品物、請求を提出する権利。6)被暫時留置者、勾留中の被疑者、被告人に会う権利。7)捜査終了後、法律の規定に基づいて弁護に関係する記録にある資料を閲覧、記録、謄写する権利。8)公判廷での質問、弁論に参加する権利。9)訴訟権限のある機関、個人の決定、訴訟行為に対して不服を申し立てる権利。10)被告人が、刑事訴訟法典57条2項b号に基づく未成年者又は精神薄弱者の場合、裁判所の判決、決定に控訴する権利。

## 資料2

同時に、法律は、被暫時留置者、被疑者、被告人の弁護権に反する場合、訴訟遂行機関、遂行者に対して適用する制裁措置も規定した。訴訟遂行機関(捜査機関、検察院、裁判所)が被暫時留置者、被疑者、被告人の弁護権に反し、法律が規定した弁護人の諸権利を保障しない場合、訴訟手続きの嚴重違反があるとみなされる。この場合での制裁措置は、次のとおり刑事訴訟法典に規定されている：起訴の段階ならば、検察院は違反を解決するために記録を差し戻す決定をし(168条)、第1審裁判段階ならば、裁判所は違反を解決するために記録を差し戻し(179条)、控訴審裁判段階ならば、控訴審裁判所は検察院が再調査または第1審裁判所が裁判するために第1審判決の取消しを判決し(248条、250条)、監督審、再審段階ならば、監督審、再審の合議体は再調査又は再裁判するために判決を取り消す(273条、287条)。

### 第3：各級訴訟の訴訟遂行権限が合理的に再区分された

ベトナムでは、各級間の訴訟権限を再区分し、県級司法機関(司法体系の最も低い級)の刑事訴訟権限を高めるための刑事司法改革の思想が今から半世紀までに形成され、実施されてきた。20世紀の60年代に、県級裁判所は刑罰懲役2年までの事件を裁判することができ、その後、5年まで裁判できるように高められ、最初の刑事訴訟法典ができてから(1988)、県級裁判所は7年までの裁判ができるように高められた。2003年刑事訴訟法は裁判所体系にある最下級裁判所の裁判権限を高める突破的第一歩である。第1審の捜査、起訴、裁判は主に郡、県級で遂行され、省級は控訴審手続きに基づいて事件を処理する主な級であり、最高裁判所は主に監督審、経験の総合、裁判方針の指導の任務を果たすという思想で、2003年刑事訴訟法典は、あまり重大でない、重大、大変重大な犯罪に関する刑事事件の第1審裁判を裁判することができるよう県級裁判所、地方軍事裁判所の権限を高めた(つまり、刑法典により15年までの刑罰を規定する刑事事件の裁判ができる)。実施可能性を確保するため、刑事訴訟法典170条は、法定刑が最高15年未満の犯罪でありながら省級裁判所及び軍区軍事裁判所の裁判管轄に属する幾つかの犯罪を除外した。それぞれ：国家治安侵害の各種犯罪(14罪名)、平和破壊、反人類及び戦争犯罪(4罪名)、他形法典の93、95、172、216、217、218、219、221、222、223、224、225、226、263、293、294、295、296、322、323の各条に規定されている罪名(21罪名)である。

これは、1945年から今日まで、訴訟各級間の訴訟権限の再区分に関する最も大きな変化の一歩であって、省級から県級へと大きな数の刑事事件の処理を移さなければならぬようになった。(1988年刑事訴訟法典の規定に基づく：県級裁判所は法定刑の229/431で第1審裁判を管轄し、刑法典の法定刑の51、2%を占めていて、省級裁判所は法定刑の202/431で第1審裁判を管轄し、刑法典の法定刑の49、8%を占めていて、現在、2003年刑事訴訟法典の規定に基づく：県級裁判所は、刑法典の法定刑の約84%の第1審裁判を管轄し、省級裁判所は、刑法典の法定刑の約16%の第1審裁判を管轄することになっている)。

県級裁判所の権限強化は、県級司法機関の全体系(捜査機関、検察院)のための権限強化と同じ意味合いである。2003年に県級司法機関の訴訟権限を拡大し、権限拡大日程が2009年7月1日に完成したことは、客観的、主観的の両条件で見ても、熟成度が高く、合理的な主張であると評価されていて、犯罪の性質、重大さ、犯罪の複雑さ、県級司法職員陣容の能力レベルの基準と訴訟権限を規定することに対する経済効果と連結することもできた。2003年刑事訴訟法典の規定に基づく刑事事件の裁判権限の実施の実態を調査した結果は、県級司法機関のための訴訟権限の強化をはじめ県級裁判所の第1審の裁判権限の強化という主張が正しかったことの証明となった。決議49-ND/TW号の実施3周年の初期総括に関する司法改革指導委員会の2008年2月18日付け報告01/-BC/CCTP号は、刑事訴訟法典176条の規定する裁判準備期間に違反した事件が皆無であること、控訴審裁判所によって破棄、修正された判決の比率が前年度より低いことを明記している。

#### **第4：刑事事件の処理活動が迅速に推進され、訴訟の各期間及び訴訟手続きがかなり短縮された**

刑事事件処理の遂行を促進し、刑事訴訟活動を適時、正確、節約することの原則を保障しなければならないことが、刑事司法改革における重要な要請である。これらの基準は司法制度の効果程度の指標でもある。この思想を制度化するため、2003年刑事訴訟法典には次のとおりの重要な改正、補足があった：

- 一 次のとおりの4条件を備えた事件に対する略式訴訟手続き(その中で、訴訟期間及び訴訟手続きともかなり短縮した)の補足：1) 犯罪行為者が現行犯逮捕された。2) 犯罪事実が簡単で、証拠が明白である。3) 犯罪事実があまり重大でない犯罪である。4) 犯罪者に明確な身分、履歴がある。
- 一 刑事事件処理の遂行を促進するため、国家治安侵害罪の事件に対する捜査期間と勾留期間を制限し(従前、最高人民検察院は最長期間の制限を受けず、延長することが許された規定の代わりに)、訴訟遂行機関間の各決定の送付期間を1/3更に1/2まで短縮すること等捜査、起訴、裁判段階における訴訟期間を短縮すること。
- 一 各訴訟遂行機関の全活動は厳密に訴訟期間に拘束されなければならないよう保障するために、従前の法律が規定していなかった訴訟期間を補足した。それによって、2003年刑事訴訟法典は、1988年刑事訴訟法典が空白にしていた各訴訟期間を補足する28もの条項があり、公布された。

#### **第5：国家公訴機能、司法活動に対する国家監督機能機能においても刑事事件処理における検察院の責任が引き続いて強化されること**

刑事事件の捜査段階において公訴機関は殆ど捜査段階に参加せず、警察の提案がある場合に限って法律相談の任務を果たすような判例法の伝統国の訴訟モデルと違って、ベトナム

## 資料2

ムにおいては、司法改革は、捜査活動において重要な地位、役割を有し、犯罪、法律違反の予防、抑制の戦いを切実、効果的に奉仕する強い検察機関のモデル構築を要請していた。捜査段階において、検察院は同時に次の2つの役割を果たす：国家公訴及び刑事事件の捜査活動における法律遵守の監督。この主張を制度化するために、法律は次のように検察院の刑事事件の捜査段階における強い権限を規定している：捜査要請の提示、被疑者立件に関する命令又は決定の承認、抑制措置の適用、変更、取消し、訴訟遂行主体と訴訟参加主体の捜査段階における法律遵守の監督。

2020年までの司法改革戦略に示された犯罪及び犯罪者を見逃さず、冤罪者を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障するために、捜査活動における公訴の責任を強化し、公訴と捜査活動とが密着する仕組みを実現するという主張の実施を継続するため、今後、捜査活動において検察院がより自主性のある役割を果たすための保障を構築し、検察院の諸要請の遂行における捜査機関の責任を保障する諸規定を補足し、独立した専門捜査機関のシステムを設け、捜査機関の窓口を縮小し、刑事訴訟の法律規定に基づかない内偵捜査活動と刑事訴訟の法律規定に基づく捜査活動の区別を明確にする必要がある。

### **第6：刑事司法改革は、犯罪予防、抑制の戦いにおける国際協力のための具体的訴訟手続きを生み出し、ベトナムが刑事司法に関する両国間及び多国間の国際条約を完全に履行する重要な法的根拠である**

WTO、APEC、ASEAN等ベトナムは日増しに国際的プレーグラウンドに不足なく参加し、犯罪予防、抑制の戦いにおける協力を約束する国際条約に締結、加盟してきた。そのため、刑事司法共助の諸請求を遂行するために司法職員の能力向上、外国司法共助請求に対する処理における原則、権限、手順、手続き、訴訟遂行機関間の連携関係を規定する国内法を緊急に制定する必要がある。2003年刑事訴訟法典と2007年司法共助法が公布され、司法共助を遂行するための原則、権限、手順、手続きがかなり完全に規定された。昨今、刑事関連の司法共助、犯罪者の引渡し及び自由刑の受刑者の引渡しなどの請求の遂行の実体から、犯罪予防、抑制の戦いにおいて、ベトナム訴訟遂行機関と外国の権限機関との厳密かつ効果的な協力を覗うことができる

## II. ベトナムの現行の刑事訴訟の特徴と実情

### **第1：ベトナム刑事訴訟では、刑事事件は各当事者の法的紛争、衝突と看做していないこと。**

弁論主義的刑事訴訟モデルと違って、ベトナム刑事訴訟では、刑事事件は各当事者の法的紛争、衝突と看做していない。発生した刑事事件は公共秩序、社会の共通利益を侵害したと見なされ、国家にはこれを処理する責任がある。刑事事件処理は完全に国家の意思に付属している。

刑事事件は各当事者の法的紛争、衝突と看做していないので、我が国の刑事訴訟は、事件処理過程において各当事者に“武器の均衡性”を装備するという弁論主義の刑事訴訟モデルの方法で問題を処理せず、訴訟遂行機関、訴訟遂行者に事件真相の探索において完全な責任と権限を与える方向で処理している。ベトナムの刑事訴訟では、各当事者に関しては、浮き彫りに形成されず、その代わりに、訴訟遂行機関、訴訟遂行者には積極的、自主的な役割がある。被疑者、被告人は事件処理過程において受身的な役割を果たし、訴訟遂行機関に強く付属し、訴訟遂行機関の審理対象となっている。被害者には事件の処理方法を選択する権利がない。事件の立件または不立件は被害者の意思に付属せず、完全に訴訟遂行機関の決定に付属している（法律規定に基づく少数の事件を除く）。

### 第2：ベトナム刑事訴訟は物事の客観的真理を求めていく目標を置く

我が国の刑事訴訟の貫く目標は、事実を見つけ、物事の客観的真理を求めていくことである。この目標が刑事訴訟における各主体の全ての手順、手続き、権限を支配している。2003年刑事訴訟法典1条は、“犯罪の予防及び抑制において自主性を発揮し、すべての犯罪行為を正確かつ迅速に発見して公正かつ適時に処理するため、並びに犯罪者を見逃さず、無実の冤罪者を生み出さないため、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行を行う手順及び手続、訴訟執行機関の役割、任務、権限及び相互関係、訴訟執行人の任務、権限及び責任、刑事訴訟活動参加者、諸機関、組織及び公民の権利及び義務、並びに刑事訴訟活動における国際協力を定めるという任務”を規定し、2003年刑事訴訟法典10条は“捜査機関、検察院及び裁判所は、客観的、全面的かつ十分に事件の真相を特定するために、あらゆる適法な措置を採らなければならない”と更に規定している。また、2003年刑事訴訟法典はこの目標実施を保障するための一連の規定も設けている。

この目標の達成方法は、法律が完全に事件の証拠探索、真相特定の責任を訴訟遂行機関と訴訟遂行者に任せることである。この目標から出発し、ベトナム刑事訴訟には弁論主義の刑事訴訟モデルのような“起訴便宜”または“司法取引”制度も存在していない。犯罪の発見と処理は強制的である。

上記目標を達成するために、ベトナム刑事訴訟は刑事事件処理過程に対して一連の任務、要請を設けているが、その中で最も特徴のある任務は次のとおりである：犯罪行為があるかどうか又はどういう犯罪なのか、犯罪者は誰なのか、犯罪者に対して適用する刑事責任と刑罰を特定し、犯罪を見逃さず、冤罪者を生みださないよう保障すること。

### 第3：事件処理過程において使用される訴訟方法

ベトナム刑事訴訟は捜査、尋問の方法による事件の真相探索を特定している。捜査、尋問は全訴訟段階において使用されている主要な方法である。捜査段階において、捜

査官は、証拠収集のために、法律の規定に基づくありとあらゆる捜査措置を講じる。事件記録が起訴提案のために検察院に送付される時、検察院は、犯罪者を起訴するか起訴しないかを決定するために事件記録の検査を継続する。公判廷においても、捜査、尋問の方法は使用されている主要な方法であって、訴追側と弁護側との対等係争、競争ではない。捜査方法は取調べの形式で行われている。合議体は、事件記録にある諸証拠の真実性、適正性を確認するために事件の各々の事実について質問し、証人を尋問し、関係物証を検討する。合議体の取調べの後、法律は検察官、弁護人、当事者の権利保護者の質問権限を規定している。

党の公判廷における弁論主義を強化する考え方を制度化し、2003年刑事訴訟法典は、公判廷における弁論に関する特定の1章を設けている。この段階に適用する訴訟法は、係争方法である。弁論、問答は検察官（訴追側の代表）と弁護人及び他の訴訟参加者と共に限って行われる。検察官は、各々の意見に対して、自己の主張を出さなければならない責任を規定されている。裁判長は弁論の時間を制限してはならず、弁論の参加者たちの意見陳述が完遂するよう環境作りしなければならない。

#### 第4：ベトナム刑事訴訟は事件処理過程を訴訟の各段階に分割すること

ベトナム刑事訴訟は刑事事件の処理過程を各訴訟段階に分割している（立件、捜査、起訴、裁判段階）。異なる段階においては異なる諸主体はあるが、全員が客観的事実を明らかにし、物事の真理を探索する共通目標を目指している。各々の訴訟段階において、各々の訴訟遂行機関の権利、義務、責任に関し、かなり脈絡よく区分し、各々の訴訟活動の期間及び各々の訴訟強制措置の適用期間を具体的、厳密に規定している。各訴訟段階は、繋がって、隣接して行われ、前訴訟段階が後訴訟段階の前提とされ、後訴訟段階は前訴訟段階が達成した結果を点検する。刑事訴訟の各段階を具体的に分割し、各々の主体の任務、権限を組みつけ、各々の訴訟活動の期間を決めることは、訴訟活動において、各訴訟遂行主体に専門性を持たせ、被疑者、被告人の権利侵害を制限し、ベトナムの条件、環境に合致する犯罪捜査、処理の要請に応じられる訴訟活動の効果を作り出す重要な条件である。特に、検察院が公訴権行使と司法活動の監督という2つの機能で全段階に参加することは、刑事事件処理過程における人権保護、規定どおりに各訴訟段階では法律が遵守されてることの保障に対する重要な貢献である。

#### 第5：刑事訴訟における各主体の地位、役割関係

訴追機能、弁護機能、裁判機能という刑事訴訟の基本機能という基準に基づいて訴訟主体を区分し、その土台の上で、訴追側、弁護側と中立側である裁判所という訴訟関係の各側を形成する弁論主義的刑事訴訟モデルと異なり、事件の真相特定、物事の真理探索の目標から出発し、ベトナム刑事訴訟は、訴訟遂行主体と訴訟参加主体という2種類の主体に区分した。訴訟遂行主体は：捜査機関の長、次長、捜査官、検察院

の院長，副院長，検察官，裁判所の所長，副所長，裁判官，参審員，書記官の役職で，捜査機関，検察院，裁判所が含まれていて，訴訟参加主体は：被暫時留置者，被疑者，被告人，被害者，原告，被告，事件に関係する利害関係者，弁護士，当事者権利の保護者，証人，鑑定人，通訳人が含まれている。

訴訟遂行主体は法律により刑事事件における証明権限を完全に任され，証拠収集を独占している。訴訟参加者は事件の証拠を収集する権限がなく，資料，物品を提供し，請求を提示する権限しかない。刑事事件処理の全過程において，訴訟遂行機関は，諸証拠の収集，検査，評価から事件処理に関する訴訟を決定することまで常に自主のスタンスに立っている。

捜査機関は証拠の捜査，確認，収集を遂行する任務を任され，事件記録作成において極めて重要な役割がある。捜査段階は刑事訴訟においては極めて重要な意味がある。捜査機関は法律にかなり長く規定されており，捜査機関が事件の証拠の十分な捜査，収集活動が遂行できるような環境が作られている。捜査段階は“データベース”を構築し，その後の起訴と裁判活動の基礎作りとなる。捜査機関，検察院は，事件の証拠を探し，真相を特定する任務を有し，訴追，情状酌量の両任務とも遂行する。實際上，検察院の起訴活動と裁判所の裁判活動は捜査段階の結果に大きく付属している。

検察院は刑事訴訟において特別の位置，役割があり，国家公訴，犯罪者の起訴，公判廷での訴追機能を遂行することに止まらず，全ての犯罪行為が適時に処理されることを保障し，立件，捜査，起訴，裁判，判決執行が人物どおりに，罪どおりに，適法で，犯罪と犯罪者を見逃さず，冤罪者を生み出さず，何人も違法な立件，逮捕，暫時留置，勾留，公民権制限されず，生命，健康，財産，自由，名誉，尊厳の侵害を受けず，訴訟遂行機関，訴訟遂行者と訴訟参加者の法律違反を適時に発見し，これら機関と個人の法律違反を除外するために，法定措置を適用すること等を保障するため，刑事訴訟における法律遵守機能も任されている。検察院は捜査活動において大変大きな役割と権限がある。検察院と捜査機関との関係は制約と連携の関係である。検察院は，捜査段階における逮捕，暫時留置，勾留命令の承認の責任を任されており，検察院の承認権限に属する逮捕，暫時留置，勾留における，冤罪，間違いの場合の責任を負う。

裁判所は事件の真相特定において積極的で自主的な役割がある。裁判所は中間の役割を有さず，弁論主義の刑事訴訟モデルのように，訴追側と被訴追側間の“対等係争”の“仲裁役”ではない。裁判所での裁判は，事件の真相探索過程の次段階である。事件の客観的真相を探索する過程において，裁判所は自主的，積極的な役割を果たし，検察院と厳密に連携していく。捜査機関と検察院と同様，裁判所は，犯罪の証明責任を任され，裁判が人物どおりに，罪どおりに，適法であるよう保障する。法律の規定に基づいて，裁判所は非常に早く事件記録と接触し，法律は裁判所の事件記録の検討期間をかなり長く規定している。事件記録検討を経て，事件に対して重要な証拠をさ

## 資料2

らに審理する必要があるが公判廷で補足できない場合、被告が他の罪を犯したり、他の共犯者がいたりする根拠があると認められる場合、手続きの重大な違反を発見した場合、裁判所は、補充捜査のために検察院に事件記録を差し戻す権限がある。公判廷では、合議体は、諸証拠の審査において、積極的、自主的な役割がある。公判廷での出来事は、訴追側と弁護側との係争ではなく、実質的に、事件真相の探索活動の継続である。自主的に被告人を尋問し、他の訴訟参加者に質問し、物証、事件現場又は事件に関係する他の場所を検討すること等を介し、裁判官は、事件の真相を特定する。

ベトナム刑事司法機関の現在の組織方式は“軸”に似ていることが伺える。確かに捜査機関、検察院、裁判所は各々の段階において、自己の機能、任務を持っているが、犯罪の発見、事件の真相探索の共通任務を共有している。各機関は、互いに密接、着実な関係を有し、事件の客観的真相の特定において、同期し、リズムが合って、厳密に連携している。

司法訴訟を始め、刑事司法の諸手続きにおける弁護人の地位、役割の強化は、党の複数の決議に掲げている司法改革の重要な要請の一つである。この主張を制度化して、各法律文書は、弁護人が日増しに自己の弁護機能をより適正にできるよう保障する仕組みを強化する方向で改正、補足されている。弁護人は従前のように被疑者、被告のために限って弁護することに止まらず、被暫時留置者のためにも弁護することになる。弁護人の参加時点はより早めに規定されている(弁護人は被疑者立件の時から参加し、緊急逮捕又は現行犯逮捕の場合、弁護人は暫時留置が決定されるときから参加する)。弁護人のための複数権限の規定が補足された(被暫時留置者の陳述調書作成時、被疑者の取調べ調書作成時に立会いし、他の捜査活動に立会い、自己が参加する訴訟活動に関する諸記録と自己が弁護する者に関する訴訟決定を閲覧する権利)。しかし、弁護人の受身的かつ訴訟遂行機関に隷属する性質は相変わらず、ベトナム刑事訴訟において伺いやすい点である。法律上、実体上とも、事件の客観的真相を探索する過程において、弁護人にはまだ訴訟遂行機関と平等な一方当事者になれるような必要条件が装備されていない。

訴訟遂行機関の積極的、自主的役割と対立するのは被暫時留置者、被疑者、被告人の受身的役割である。被暫時留置者、被疑者、被告人は弁論主義的訴訟モデルのように訴訟関係の一方当事者とは見なされず、實際上、複数の場面で、殆ど、訴訟遂行機関の審理対象になっている。

被害者には事件の処理方法の選択権があつて、事件の中止権利があり、自白の取引さえ承諾する権利もあるよう被害者の意思を高めようとする弁論主義の刑事訴訟モデルと違って、犯された刑事事件は公共秩序、社会の共通利益を侵害したと見なされ、国家には処理の責任があるという考え方から、我が国の刑事訴訟における被害者は、弁論主義の刑事訴訟モデルのように、刑事事件を立件する権利がない。被害者は、発

生じた事件を権限のある各機関に申告する権限のみあり、事件の立件、不立件は訴訟遂行機関の権限に属する(法律規定に基づく少数の事件を除く)。次の各訴訟段階では、被害者は証人と同じ役割で訴訟に参加し、訴訟遂行機関に情報を提供し、それら情報をどう使うのかは訴訟遂行機関の権限に完全に属している。

### 第6：刑事訴訟の基本機能の遂行関係

どの刑事訴訟モデルを適用しても、刑事訴訟には常に訴追、弁護、裁判の3つの基本機能が存在している。各主体の役割は各訴訟機能により区分されている。各主体の刑事訴訟の基本機能と密着する権限を合理的に区分することは、刑事訴訟の目標、効果を保障する重要な条件である。

世界多数国の刑事訴訟モデルと同様、ベトナム刑事訴訟の法律も、訴追機能の遂行を捜査機関、検察院に規定し、弁護機能は被暫時留置者、被疑者、被告人及び彼らの弁護人によって遂行され、裁判は裁判所に属する機能である。しかし、我が国の刑事訴訟の権限、手順、手続きに関する具体的規定には、刑事事件処理の実体にも、刑事訴訟の各基本機能間の矛盾、重複が表れていて、自己の訴訟機能の遂行における各機関間の平等を保障する要請、特に訴追側と弁護側間の平等はまだ確保されておらず、裁判所は裁判機関であり、正義の名の下で事件に関する判決を下しながら、裁判所は、訴追機能と弁護機能に属する他の機能も任されている。

### 第7：ベトナム刑事訴訟には常に“刑事事件の記録”が存在している。

正式的な事件記録が存在していない弁論主義的刑事訴訟モデル(訴追機能の遂行のために訴追側が自ら自分の記録を作成し、弁護機能の遂行のために弁護側は自ら自分の記録を作成する)に対して、我が国の刑事訴訟の各段階の全てには常に刑事事件の記録が一つ存在しており、訴訟遂行機関によって捜査段階から統一的に作成されている。刑事事件の記録は犯罪と犯罪者の全ての情報、証拠を収容し、訴訟遂行機関が、それに基づいて自己の訴訟機能を遂行し、同時に各々の訴訟段階を経て、補足、整備されていく。

捜査機関は事件記録作成において重要な役割がある。捜査段階を終結し、記録は次に検察院、裁判所へと送付されていく。検察院の起訴活動、裁判所の裁判活動は捜査機関が作成する記録に大きく付属している。現在のベトナムの訴訟過程は、訴追任務、弁護任務とも遂行するために絶えず事件記録を固めていく過程である。

## 2. ベトナム刑事訴訟モデルに関する見解

上記特徴で、ベトナムの昨今の刑事訴訟モデルは犯罪予防、抑制の戦いという事業において積極的作用を発揮し、社会の秩序、安全を保障し、未だ民の知的レベル、経済発展が低い条件の中で、民主性を保障し、公民の合法的権利、利益を保護する要請に一步ずつ応じるようになっていく。具体的には次の通りである：

## 資料2

- 事件の客観的真相を探索するという共通任務を目指すために、刑事事件処理過程を各訴訟段階に分割し、それぞれの訴訟段階に応じて、各々の訴訟遂行機関の権利、義務、責任に関して明らかに区分し、各々の訴訟活動の訴訟期間も厳格に規定することは、諸活動に専門性を待たせて、次の訴訟段階が前の訴訟段階の結果を点検することになる。
- 捜査活動における秘密原則の特定は、訴訟遂行機関、国家の犯罪予防、抑制の戦いにおける本当に大きなメリットである。この原則と捜査段階において、法律が必要な時に適用を許可する強制措置とで、現在の日増しに複雑になりつつある犯罪状況の動態という条件の下で、捜査機関が効果的に証拠を探検、発見、収集するための自主的スタンスを捜査機関に持たせることになった。
- 訴訟遂行機関の証拠探索、事件の客観的真相における積極的、自主的役割を規定することは、未だ多くの問題に直面する経済、社会条件の下で、犯罪状況を取り締まり、社会の秩序、安全を保障することができるようベトナムに許容している。犯罪の検挙率は高い(70%以上に達しており、その中でも、大変重大又は特別重大な事件においては、発生した犯罪件数の95%弱に達している)。犯罪と犯罪者の見逃しは基本的に制限されている。
- 検察院が全訴訟段階に公訴権行使と司法活動の監督の2機能で参加することは、未だ民の知的レベルが低く、量的に不足し、質的に限られている弁護士陣容という条件の中で(統計によると、弁護士が参加する刑事事件は処理した事件の総件数の20%しか占めていない)各訴訟段階が、法律を規定どおりに遵守し、刑事事件の処理過程における人権を保護することに重要な貢献をしている。
- 刑事事件の処理は迅速に行われ、訴訟時間と経費を節約することができる。

しかし、運用過程において、ベトナム刑事訴訟モデルには次のとおりの制限、不備が露呈されている：

- ベトナムにおける刑事訴訟活動の組織には、刑事訴訟の各基本機能間に、矛盾、重複が見られる。同一法律主体でありながら異なる訴訟機能の遂行を任されている。民主的訴訟制度の発展傾向は訴訟遂行機関特に裁判所は正義の化身であって、判決を下すのに客観的でなければならない。しかし、ベトナムにおける裁判所は第1審公判廷において過ぎた自主的、積極的役割があって、裁判機能と合致しない諸権限の遂行が任されている。重要証拠の不足が認められる場合、もしくは被告人が他の犯罪を犯し又は他に共犯者がいるとの根拠がある場合、裁判所は、検察院に起訴を差し戻す権限があること、合議体は、取調べの手続きにおいて主質問者であって、最初に質問し、事件の諸問題の全てに関して質問すると規定されていること、各当事者の意思に付属されず必要な場合、裁判所は、証明活動に関する複数の措置を自主的に適用する権限があって、事件を立件する権限があり、検察院の起訴限界を越えて被告人を裁判する権限があり、検察院が公判廷で起訴決定を全部撤回した場合、裁判を継続する権限がある。

- 一 原理としては、訴追を遂行する側が訴追の根拠、主張を証明する責任を有している。しかし、第1審公判廷では、法律は訴追側(検察院)から裁判所側へ犯罪の証明責任を移転しているので、検察院の第1審公判廷での役割は大変薄く、訴追機関が、自己の訴訟機能において、その自主性、積極性及び責任を発揮させる基盤にはなっていない。
- 一 弁護人が訴訟遂行機関に隷属し、受身的であることは相変わらずベトナム刑事訴訟においてまだ見受けられる点である。法律には、弁護人が法律の規定している訴訟権能を効果的かつ完全に遂行し、他の主体の違反特に訴訟遂行機関側からの違反に対して自己の権利を保護する仕組みが不足している。法律面、実態面とも、自己の弁護機能の遂行において、弁護人はまだ、訴追側と平等の一方当事者になるための機会が保障されていない。
- 一 検察院と捜査機関との関係は連携と制約の関係である。検察院は捜査活動において重要な役割と責任がある。しかし、この連携と制約の関係を保障する仕組みはまだ厳格に規定されておらず、捜査機関は検察院の多くの請求を遂行していないが、処分するための措置は存在していない。この実体が、訴訟機関間の記録の差戻しの状況を生み出し、訴訟期間が長引くことになる。
- 一 公判廷における弁論主義の質的向上、公判廷での係争結果を判決の重要な根拠にする要請は、時折、いろいろな場所で、主張のままの性質を持ち、實際上、厳格な遂行が徹底されていない。
- 一 捜査方法を強調し、特に、合議体は、主質問者であって、最初に質問し、事件の諸問題の全てに関して質問することの規定を介し、裁判段階においてこの訴訟方法を強く認め続けることは、ベトナム刑事訴訟に訴追の傾向をもたらす一方、検察官は自己の訴追の観点を証明することに受身的になり、情状酌量の証拠を主張すること、訴追側の観点に対して反撃することにおける弁護側の積極性を基本的に制限し、訴追側と弁護側との証拠、主張の摩擦を制限することになる。

### III. ベトナム刑事訴訟モデルの整備方向

#### 1. ベトナム刑事訴訟モデルの整備に対する指導の考え方

- 1.1. ベトナム刑事訴訟モデルの整備は、現行の刑事訴訟モデルの課題、不備を基本的に克服するために実践をまとめる基盤に立たなければならず、刑事訴訟活動の効力、効果を高め、刑事訴訟活動における人権を日増しに良くなるよう保障する。
- 1.2. ベトナム刑事訴訟モデルの整備は、党の司法改革に関する観点、主張を完全、適正、全面的に貫徹することを保障し、ベトナム社会主義国家建設及び国際統合の要請に応じなければならない。
- 1.3. ベトナム刑事訴訟モデルの整備は、ベトナムの実情から出発し、職権主義的刑事訴訟の適用の継続を肯定し、この訴訟モデルのそもそもの優れている点を維持、発揮し、

同時に、我が国の伝統文化、具体的政治、経済、社会条件と合致する弁論主義的刑事訴訟モデルの合理的な核を選択的に受け入れなければならない。

- 1.4. 刑事訴訟モデルの整備は、緊急、積極的に行われなければならないが、慎重なステップを有し、安定性を保証し、刑事司法活動の混乱を回避し、犯罪予防、抑制の戦いの連続性、効果を保障しなければならない。

## II. ベトナム刑事訴訟モデルの整備方向と内容

### 2.1. 刑事訴訟活動における弁論主義を強化すること- ベトナム刑事訴訟モデルの刷新と整備の各内容を貫いている突破的思想である

実質的に、刑事訴訟における係争は、刑事訴訟の逆方向、対立である2つの基本機能である訴追機能と弁護機能が互いに否定しあうための存在、運動、闘争の過程である。これら訴訟機能を遂行する主体は事件処理の全過程において自己側の意見を表示し、意見を保護することでは互いに平等であるという条件を持たされ、その頂点が第1審公判廷に行われるようになっている。刑事訴訟における弁論主義の強化は、事件処理過程における民主性、公平性の推進に対して重要な意義がある。

刑事訴訟活動における弁論主義を強化することは、ベトナム刑事訴訟モデルの刷新と整備の各内容を貫いている突破的思想であって、司法改革の重要問題の一つであると特定されている。政治局の決議08/NQ-TW号が次のとおりに要請している：

“公判廷における公訴の質を高め、弁護士と他の訴訟参加者等との民主的弁論を保障し、適法で、法定期間内において説得力のある判決、決定を下すために、裁判所の判決は主に公判廷での係争結果に基づき、検察官、弁護人、被告人、証人、原告、被告の各証拠、意見の完全、全面的の基盤に基づかなければならず、各司法機関は弁護士を訴訟過程に参加させ、被疑者の取調べに参加させ、事件記録を検討させ、公判廷において民主的に係争させる条件を作る責任がある”。政治局の決議49/NQ-TW号は引き続き、次のとおりに強調している：“公開性、民主制、公正性を保障し、公判廷での係争の質を高め、司法活動の突破的段階として見なし、公判廷の組織方法を刷新し、訴訟遂行者と訴訟参加者の位置、権限、責任をより明確に特定すること”

ベトナムの党、国は、弁論主義の推進を主張し、これを刑事司法活動における突破的改革のステップを構築している重要な対策と見なしている。弁論主義強化の主張は、刑事事件処理過程の民主的環境、公開性、公平性をさらに拡大、強化し、人権が日増しに良くなるよう保障する仕組みを構築し、被疑者、被告人と彼らの代理人のための民主的権利を保障する仕組みを構築し、彼らが、被弁護及び自分で弁護するための最も良い可能性と条件を設け、事件処理過程が客観的、全面的、徹底的、中立であるよう保障し、事件処理が人物どおり、罪どおりに、適法であるよう保障するためにされている。弁論主義強化の主張は、現行の刑事訴訟モデルを取りやめ、

弁論主義的刑事訴訟モデルへと移行していくことは同一していない。職権主義的刑事訴訟モデルのそもそもの優れている点を維持、発揮し、ベトナムの具体的条件と合致する弁論主義的刑事訴訟モデルの合理的な核を選択的に受け入れる必要がある。

今後の司法業務の中心的諸任務に関する政治局の決議08-NQ-TW号を制度化し、弁論主義の強化の要請に応じるため、公布された2003年刑事訴訟法典には次のような改正、補足があった：弁護人のより早い時点での参加を規定し、弁護人の幾つかの権利を補足し、事件捜査段階でも検察官が、資料、規則、証拠を強く把握できるよう保障する諸規定を補足し、公判提出の弁論手続きを補足した。

今後、弁論主義強化の主張の実施を継続するために、先ず、訴追と弁護の諸機能の遂行における訴追側と弁護側との平等を保障する仕組みを構築し、被疑者、被告人と彼らの弁護人が無罪又は罪の軽減、減刑を証明する権利の履行条件を作り、被疑者、被告人と彼らの弁護人が法定の権利の十分な履行ができるような仕組みを構築し、訴訟参加者の権利を侵害した行為、特に、訴訟遂行機関、訴訟遂行者からの違反を適時、公正に処分する制裁措置を設けることである。

検察院の公訴権行使の機能における責任をさらに強化する。捜査機関、検察院とも、犯罪者を発見、抑制、捜査、起訴し、裁判にかけるという共通任務がある。しかしこの関係でも、犯罪の証明、公判廷で被告人を訴追することにおいては、検察院に主導的責任があることを特定する必要がある。検察院の公判廷での訴追、弁論、係争の土台作りのために、捜査段階において、検察院は、捜査機関の捜査活動を指導する権限があり、捜査の請求を示し、必要が認められる時、法規定に基づいて幾つかの捜査活動を直接的に遂行する。検察院は検察院の承認権限に属する逮捕、暫時留置、勾留における冤罪、間違いについて責任を負う。

事件の裁判過程において、裁判所は、正義、客観性、公正の真の化身でなければならない。裁判所は裁判機能に限って遂行し被告人を訴追しない。裁判所の裁判機能と矛盾し、裁判所の客観性に影響を及ぼすいかなる権限も排除されなければならない。検察官が主に質問し、最初に質問し、事件の中の全ての問題について質問する取調べの方向で公判廷における取調べの手順、手続きを刷新する。被告人と彼らの弁護人は検察官と民主的に、平等に係争できるよう全ての条件づくりがなされている。合議体は、事件の問題をさらに明らかに特定し、判決の言渡しの土台作りのために限って質問する。裁判所は、各当事者が公判廷で民主的に係争させる責任を有し、各当事者の意見を十分傾聴し、公判廷での民主的係争の結果に基づいて、判決を下す責任がある。

## 2.2. 訴訟主体の地位、役割、権利と義務関係

- 一 事件の真相を探索し、訴追証拠、情状酌量証拠とも探索することが捜査機関と検察

## 資料2

院の任務であることを肯定する必要がある。検察院は被告人を訴追する主な任務を負っているため、証拠から罪名まで、事件の全ての問題を慎重に検討する責任がある。検察院は、捜査活動に対して重要な役割を持ち、捜査が客観的、全面的、十分、適正、適法に遂行されることを保障する。捜査における検察院の責任を強化し、検察院が公訴機能を十分かつ効果的に遂行できるよう保障する。検察院は、捜査機関に対して、事件の立件又は事件、被疑者の立件決定の変更を請求する権限があり、捜査請求を示し、捜査するよう捜査機関に請求し、必要が認められる場合、法の規定に基づいて直接的に捜査を遂行し、捜査機関の各決定の承認、承認しない決定を下し、捜査機関の無根拠で違法である各決定を取り消し、勾留措置及び他の抑制措置を取り消し、自己の承認権限に属する冤罪、間違いに関し、責任を負う。

一 裁判所が正義、客観性、公平性の真の化身であるよう、裁判所の組織と活動を刷新する。裁判所は、人権保護において重要な役割を持たなければならない。具体的には次のとおりである：

十 捜査、起訴段階では捜査活動は完全に捜査機関、検察院の権限に属していて、裁判所は、これらの段階において遂行されるいかなる活動にも干渉しない。しかし、事件記録と犯罪起訴決定が裁判所へ送付されたときから、訴訟遂行過程の法定の訴訟手続きの違反を発見した場合、裁判所はその段階の訴訟結果を認めない権限がある。

十 公判廷では、被疑者、被告人の知的レベル、弁護士の数とレベル、昨今弁護士が参加する事件数(裁判した刑事事件の総数の20%しか占めていない)等ベトナムの具体的な条件に基づいて、裁判官と参審員は事件の真相を特定する役割があるという規定を継続する必要がある。しかし、合議体の参加は、被告人を尋問し、証人に質問し、物証を取り調べるといった自主的な役割ではなく、正確に言い換えれば、現行のように、訴追あるいは情状酌量過程に自主的に参加するのではない。訴追側と弁護側が訴追と弁護機能を遂行した後、証人を尋問し、証人を検査し、物証を検討してからもまだ問題が明らかになっていないときに限って、合議体の尋問、物証の審理が遂行され、直接的に尋問し、物証を審理し、判決のための土台作りにする。公判廷で審査、確認された諸証拠、資料、及び公判廷での係争結果だけが判決を下す重要な根拠であるという原則を法律面に認め、実際面において保障する。

一 被暫時留置者、被疑者、被告人と彼らの弁護人が独立的地位を有する一方当事者になれる機会が与えられ、他の主体、特に、訴追機能を遂行する主体と平等で、無罪を証明すること又は情状を酌量することにおいて訴追側と同等の権限がある。被暫時留置者、被疑者、被告人と彼らの弁護人の弁護権を拡大する。実際上これらの権利実現を保障する仕組み、被暫時留置者、被疑者、被告人と弁護人の弁護権に反する各主体に対して適用する制裁措置を規定する。被疑者、被告人と彼らの弁護人は情状酌量または減刑に有利な証拠を収集する権利がある。証拠収集で問題があれば、裁判所へ

証人召喚を命じたり、証拠を提供するようある機関に提案したりするよう、裁判所は証拠収集において彼らを支援する機関でなければならない。弁護人も鑑定機関に請求する権利があり、その結果は、訴追機関が示した他の証拠の全体において、審理、評価されなければならない。

### 3. 捜査機関と検察院との関係

犯罪及び犯罪者を見逃さず、冤罪者を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障するため、事件立件之时からそして訴訟全過程において、公訴活動は遂行されなければならない、捜査活動における公訴の責任を強化し、公訴と捜査活動とが密着する仕組みを実現するとベトナム共産党の決議は明らかに示した。

そうすると、党は、強い検察制度を構築し、犯罪の予防、法律違反の戦いを切実、効果的に実施し、その中に検察院が捜査活動に対して、重要な役割があることを主張していた。

検察院は、訴追機能遂行において重要な任務がある。そのため、公訴活動は事件立件時から遂行され、捜査機関の捜査活動に近接しなければならない。犯罪の予防、抑制、法律違反と効果的に戦う強い検察制度を構築するという党の主張を遂行するため、捜査請求を示し、被疑者立件、抑制措置の適用、変更、取消しに関する捜査機関の命令又は決定を承認することなど現行の刑事訴訟法典に規定されている捜査機関に対する検察院の権限の肯定を継続する必要がある。同時に、検察官の捜査活動における責任と検察院の請求を遂行することにおける捜査機関の責任を保障する仕組みを明らかにしなければならない。捜査、起訴、裁判、公訴活動の質的向上において、冤罪、間違いの発生、犯罪、犯罪者の見逃しの可能性を可能な限り制限するために、捜査活動において検察院のより自主性のある役割を保障し、捜査官の任命、罷免には検察院の意見が必要であるという規定の補足を検討しなければならない。

### 4. 検察院の司法活動の監督機能の充実と強化の継続

ベトナム刑事訴訟モデルの60年以上の研究、総括によれば、1960年以前、確かに検察院は成立されていなかったが、控訴機関は公訴権行使に限って任されておらず、刑事司法の各活動に対しても監督を行っていた。

1960年から2002年まで、品質、効果を絶えず高めるために検察院の組織と活動の刷新を複数回行ったが、法律は常に、検察院は法律遵守と公訴権行使の機能があることを規定してきた。1992年憲法（改正）、2002年人民検察院組織法は公訴権行使と司法活動における法律遵守の2つの機能があることを規定している。2002年1月2日付け決議08-NQ/TW号の4年間の実施総括及び2005年6月2日付け決議49-NQ/TW号の3年間の実施の初期総括によれば、検察院の公訴権行使と司法活動の監督の活動は強く積極的に変化し、日増しに質、効果とも高められていることが伺える。

## 資料2

司法監督を始め、刑事司法監督はいかなる国でも行わなければならない活動ではあるが、各々の国で、自国の法律伝統と国家権力の組織法に合致するそれぞれ異なった監督形式、方式、措置を有している。ベトナムでは、国家機構は立法権、行政権、司法権の行使における国家機関の役割分担をもって権力集中の原則に基づいて組織され、活動しており、権力分立の原則に基づいて組織、活動していない。その特徴から、司法活動を独立的、専門的に監督する機関システムの一つを組織し、維持することは大変必要である。検察院は刑事訴訟過程の全ての段階に参加する唯一の訴訟遂行機関であって、司法活動における法律遵守の監督活動を常に行う環境にあるからである。強調する必要があるのは、司法の監督活動は公訴権行使活動とは弁証法的関係、有機関係があり、適時で、罪どおりに、適法である公訴権活動、民事事件を適法に処理することを保障するのである。そうすると、司法監督業務は大きな意義があって、公訴権行使の活動目的の実現を保障することになる。他方、「暫時留置、勾留、判決執行」のような公民の基本的権利と責任と直接関係し、社会制度の優越性と関係する特別な分野があり、ベトナム国家統治機構の現行の監督メカニズムのシステムから見て、刑事司法活動の質、効果を向上し、犯罪の発見、処分過程が客観的、全面的、完全、適正、適法に遂行され、事件処理過程における法律違反を適時に発見、処理し、公民の合法的権利利益を保護するために、検察院のこれらの活動に対する法律遵守業務を維持、充実することは、大変必要である。

以上の分析により、今後のベトナム刑事訴訟モデルの整備は、検察院の司法活動の監督の機能の実施を継続する方向にあることが伺える。

### 5. 刑事訴訟の基本機能と合致する各主体の権限を脈絡よく、合理的に区分すること

各主体の訴訟機能を脈絡よく区分することは、遂行される訴訟活動に高い専門性をもたせ、任された訴訟機能における各主体の責任を高めるようになる。

訴追機能は捜査機関、検察院に限って帰属している。検察院の訴追機能を遂行している際の責任を強化する。検察院は、公判廷での訴追において、主な責任を負わなければならない。そのため、検察院は、証拠から罪名まで、事件の全ての問題を慎重に検討する責任がある。刑事事件捜査過程において、検察院には、立件又は事件の立件、被疑者の立件決定を変更するよう捜査機関に請求する権利、捜査請求を示し、捜査するよう捜査機関に請求し、必要が認められる場合法規定に基づいて、直接的に捜査する権利、勾留措置及び他の抑制措置の適用、変更、取消しを決定する権利、捜査機関の各決定の承認、承認しないことを決定する権利、捜査機関の無許可、違法な諸決定を取り消す権利等、捜査が客観的、全面的、完全、適正、適法に遂行されるよう保障するための強い権限がある。公判廷の裁判の時、検察院は被告人尋問、証人質問、訴追を証明するための主張、言い分を示す主な責任がある。

弁護機能は、被暫時留置者、被疑者、被告人に帰属している。弁護人には、事件の全処理過程において、訴追側と平等な条件が整われる。弁護人ベースの拡大、弁護人の参

加が強制的である事件ベースの拡大を検討する。

裁判機能は裁判所に帰属する。裁判所は、裁判機能以外のいかなる機能も遂行しない、検察院に代わって訴追を行わず、被告人、彼らの弁護人に代わって情状酌量も行わない。しかし、現在の我が国の具体的条件において、裁判所には、未だ事件の真相特定の任務があるが、現行のような積極的、自主的役割ではない。公判廷において、検察官と弁護人が訴追、弁護機能を遂行した後、まだ不明確な問題が存在していると認められた場合、合議体は、裁判所が判決するための土台作りのために被告人尋問、証人質問、物証の取調べを継続する権利がある。経済社会の発展、各司法機関の発展、また弁護士の成長に基づいて、裁判所の取調べに参加することをできる限り順次制限し、裁判所は、中立的仲裁の役割に限り、公判廷における取調べ、弁論を指揮し、各当事者の民主的係争結果に基づいて、判決を下す。

訴訟の各機能は独立的に遂行される。各訴訟機能間のいかなる連携、特に訴追機能と裁判機能との連携は、裁判所の独立原則に影響を及ぼし、訴訟手続きに違反すると見なされる。

現行の法律における訴訟機能と矛盾し、重複する諸規定を撤廃し、裁判所の刑事事件の立件権限、重要な証拠が不足したり、被告人が他の罪を犯したり、他に共犯者がいたりする根拠があると認められる場合、裁判所が補足捜査するよう検察院に記録を差し戻す権限、検察院の起訴範囲を越えて裁判する権限、検察院が公判廷において起訴決定の全部を取り下げる場合にも裁判所が裁判を継続する権限等、主体の訴訟機能範囲に属しない権限を撤廃する。

## 6. 刑事訴訟における人権に対する保障の強化

刑事事件の処理過程において、人権を軽視する全ての表現が、審理の特定の目標を実現することを阻害する諸要素になり、司法における間違いを導く普遍的な原因になることを歴史が証明している。

刑事事件の処理過程において、人権を尊重、保護する要請は、司法改革の重要な目標であって、党の複数の決議に言及されてきた。刑事訴訟における人権の保障措置を強化するために、訴訟参加者達の具体的権利を補足する必要がある、更にもっと重要であるのは、これらの権利が実際上実現できるよう保障する仕組みを補足することである。訴訟参加者達の諸権利に反することはその諸活動の無効を導き、収集された証拠は公判廷において証明価値がなくなることを明らかに規定する。

## 7. 証拠の収集と共有の刷新

人権を保障しながら、最も十分、迅速、事件の諸事実を忠実に反映するという証拠収集の目標は、全ての刑事訴訟モデルの重要な目標である。弁論主義的刑事訴訟モデルは証拠収集及び公判廷での証拠使用における訴追側と弁護側との平等的対等係争の仕組み

## 資料2

を介し、この作業を大変適正に遂行している。そのため、次のとおりの基本的内容を検討し、ベトナム刑事訴訟モデルに取り入れる必要がある：

- － 捜査機関、検察院、弁護側とも証拠収集、証人召喚の権限があることを特定する。各側が提案している証人名簿に基づいて、裁判所が検討し、証人召喚を決定する。収集された証拠に証明価値があるかどうかについては、公判廷での審理過程を介し、裁判所の権限に帰属している。
- － 弁護人には刑事事件の全記録とアクセスする権限がある。訴追側と弁護側は、公判期日の前に、収集された諸証拠を互いに開示する責任がある。公判廷において、客観的理由がある場合を除いて、各側は、相手側がまだ知らない新しい証拠を提出してはいけない。
- － 被告人は有罪又は無罪であることを特定するために、合議体は、公判廷で審査された証拠にのみ基づかなければならないという原則を肯定する。公判廷で示された証拠が被告人の罪を決めるに足りない場合、裁判所は、被告人は無罪であると言い渡さなければならない。

この仕組みは、事件の証明過程において、訴追側と弁護側との平等を保障することに値することに止まらず、ある人を裁判へ起訴するよう決定する際、より慎重にしなければならないという要請が検察院に提起されることになる。刑事訴訟法典の諸要請の遵守において、捜査機関に対し検察院は安易であってはいけない。捜査過程における検察院の全ての安易さがその後の第1審公判廷において、検察院は自分の分野の威信を持ってその代償を払わなければならない。

## ベトナムにおける 司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題

博士 Hoang Thi Quynh Chi (ホアン・ティ・クイン・チ)  
最高人民検察院検察理論研究所民事・行政法研究課長

### I. ベトナム最高人民検察院の現行組織の概括

1. ベトナム社会主義共和国1992年憲法（2001年改正，補充），2002年人民検察院組織法の規定に基づくと，ベトナムの人民検察院は，公訴権を行使し，司法活動を監督する権限がある（捜査機関及び諸捜査活動を任された他の機関の刑事事件の捜査における法律遵守を監督すること，人民裁判所の刑事事件の裁判における法律遵守を監督すること，民事，婚姻及び家庭，行政，経済，労働事件並びに法律規定に基づく他の非訟事件の処理を監督すること，判決，決定執行の法律遵守を監督すること，暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育を監督すること，各司法機関の司法活動に関する不服申立て，告訴の処理を監督すること）。自己の機能の範囲内で，検察院は，社会主義法制，社会主義制度及び人民の主権，国家，集団の財産，公民の生命，健康，財産，自由，名誉及び尊厳を保護すること，国家，集団の利益，公民の合法的権利，利益を侵害する全ての行為が法律に基づいて処理されるよう保障することに貢献する任務がある。
2. ベトナムでは，人民検察院機関の体系は，行政単位に基づいて組織され，最高人民検察院，各地方人民検察院が含まれている（省級，中央直轄市人民検察院〔現在全国に省級人民検察院63〕，省に属する県，郡，町，市人民検察院〔現在全国に県級人民検察院678〕及び各軍事検察院（中央軍事検察院，軍区及びそれに準ずる軍事検察院16並びに地域軍事検察院34）が含まれている。

最高人民検察院の組織機構は次のとおりである：最高人民検察院検察委員会，中央軍事検察院，経済，職務事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，社会秩序に関する刑事事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，汚職事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，麻薬事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，治安事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，刑事事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育に係わる検察局，民事事件処理に係わる検察局，捜査局，不服申立・告訴局，判決執行監督局，民事・婚姻及び家庭・行政・経済・労働事件並びに法律規定に基づく他の非訟事件の処理に係わる検察局，控訴審における公訴権行使及び監督に係わる各院（現在3機関：在ハ・ノイ控訴審における公訴権行使及び監督院，

### 資料3

在ダ・ナン控訴審における公訴権行使及び監督院，在ホー・チ・ミン市控訴審における公訴権行使及び監督院），官房，檢察理論研究所，職員組織局，計画・財政局，国際協力局，犯罪統計局，査察局，檢察雑誌・法律保護新聞，檢察業務の知識更新・研修所。

省級人民檢察院の組織機構は次のとおりである：檢察委員会及び各業務部（64の省，中央直轄市における業務部の組織は様々ではあるが基本的には次のとおりである：刑事事件の公訴権行使及び捜査・第1審裁判の檢察部，治安・麻薬事件の公訴権行使及び捜査に係わる檢察部，刑事事件の公訴権行使及び控訴審，監督審，再審に係わる檢察部，暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育に係わる檢察部，民事事件処理に係わる檢察部，行政・経済・労働事件及び法律規定に基づく他の非訟事件の処理に係わる檢察部，判決執行監督部，不服申立・告訴部，犯罪統計部，職員組織部，総合部）。

県級人民檢察院の組織機構は次のとおりの3業務部門が含まれている。（i）公訴権行使，捜査に係わる檢察，裁判の監督及び暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育の監督部門，（ii）民事・婚姻及び家庭・行政・経済・労働事件並びに法律規定に基づく他の非訟事件の処理に係わる檢察部門と（iii）不服申立・告訴部，犯罪統計の総合部門

3. 司法機関体系における人民檢察院の役割は，檢察院と各司法機関との関係を介して次のとおりに現れている：檢察院と捜査機関との関係，檢察院と裁判所との関係，檢察院と執行機関との関係，具体的には，次の通りである：

#### 3.1. 人民檢察院と捜査機関との関係

檢察院と捜査機関との関係は主に刑事事件の処理過程において行われている。捜査機関は刑事事件を捜査する機能を有する。自己の機能の範囲内で，捜査機関は犯罪の捜査を行い，犯罪及び犯罪の行為者の特定のために刑事訴訟法が規定する全ての措置を適用し，起訴提起の書類を作成する。檢察院は公訴権を行使し，刑事訴訟における法律遵守を監督し，訴訟遂行機関，訴訟遂行者及び訴訟参加者の法律違反行為を適時に発見，処理するために刑事訴訟法が規定する全ての措置を適用する責任がある。全ての犯罪行為が適時に処理され，立件，捜査，起訴，裁判，判決執行が人物通り，罪通り，適法であり，犯罪及び犯罪者を見逃さず，冤罪者を生み出さないよう保障するために檢察院は刑事訴訟において公訴権を行使し，法律遵守を監督する（2003年刑事訴訟法）

2003年刑事訴訟法の109, 112及び113の規定に基づく刑事事件の立件，起訴，捜査段階において，檢察院は次のとおりの任務と権限がある：犯罪の告発，通報及び立件の申立てに対する捜査機関の処理の監督，権限機関の刑事事件の立件及び不立件を監督し，立件及び不立件は根拠があり，適法であることを保障すること，被疑者立件の監督，被疑者立件決定を承認すること，事件記録及び捜査結論書を受領する場合，事件においてまだ立件されていない他の犯罪行為者が発見される時に被疑者立件を行

うよう捜査機関に要請し、被疑者を直接的に立件すること、被疑者立件決定を変更又は補充する決定を承認すること、事件の捜査過程、証拠収集のための捜査措置の適用を監督し、必要な場合には直接的に被疑者を取調べ、捜査活動の諸活動を直接的に行い、捜査の諸措置の適用を承認すること、事件の基本的な法律問題を更に明らかにするために捜査要請を提示すること、逮捕、暫時留置、勾留及び他の抑制措置の適用の監督のように、捜査過程における抑制措置の適用を監督し、暫時留置延期決定、勾留及び勾留延期決定、担保のための金銭又は財産での寄託を承認すること、捜査期間延長の承認を決定すること、事件捜査の中止又は停止、被疑者に対する捜査停止を監督すること、補充捜査のために捜査機関に記録を差し戻すことを決定すること（1事件に対して、差し戻しは2回まで）、被疑者の起訴、不起訴を決定すること。

立件、捜査段階における検察院の任務、権限に関する諸規定は、検察院は公訴権行使及び捜査の監督において自主的な責任があつて、事件の捜査過程の根拠、合法性を保障するため、捜査に対して強い影響を有することを明らかにしている。この段階における検察院の権限は捜査機関との方向性を定め、共に責任を持たせ、事件捜査、処理過程における基本的問題を決定する役割を表している。これらの任務と権限は、検察院の公訴権行使及び司法活動を適正に行うための土台から出発している。

### 3.2. 人民検察院と人民裁判所との関係

裁判所が、第1審、控訴審、監督審及び再審の手續に基づいて、刑事事件、民事事件、行政事件及び法律規定に基づく他の非訟事件を裁判する過程において、検察院の位置、役割は訴訟遂行機関であることが肯定されている。検察院と裁判所との関係は次のとおりの側面で現れている。

第1：検察院は公訴権を行使し、刑事事件の裁判過程における裁判所の法律遵守を監督する。この任務を遂行するために、刑事訴訟法の裁判手順に関する各章にある具体的な諸規定及び2002年人民検察院組織法の第Ⅲ章は次のとおりに具体的に検察院の各権限を規定している：

2002年人民検察院組織法の第16, 17, 18及び19条の規定に基づくと、刑事事件の裁判段階において、人民検察院は、適法、公正、適時な裁判を保障する為に公訴権を行使し、起訴が人物通り、罪通り、適法であり、犯罪及び犯罪者を見逃さず、刑事事件の裁判を監督する責任がある。

刑事事件の裁判段階において公訴権を行使する際、人民検察院は次のとおりの任務と権限がある：公判廷における事件処理に関する人民検察院の起訴状、決定を朗読すること、第1審公判廷において、被告人に対して論告すること、控訴審公判廷において事件処理に関する所見を陳述すること、第1審、控訴審公判廷において弁護人及びその他の訴訟参加者と弁論すること、監督審、再審公判廷において人民検察院の事件処理に関する所見を陳述すること。

刑事事件の裁判業務を監督する際、人民検察院は次のとおりの任務と権限がある：人民裁判所の裁判活動における法律遵守を監督すること、訴訟参加者の法律遵守を監督する、法律規定に基づいて人民裁判所の判決と決定を監督すること、抗議を検討、決定するために刑事事件の記録を送付するよう同級、下級裁判所に要請すること。

刑事事件の公訴権行使と裁判の監督を行う際、人民検察院は法律規定に基づいて、人民裁判所の判決、決定に対して控訴審、監督審、再審の手続きに基づいて抗議し、裁判における違反を解決するよう同級、下級裁判所に建議する権限がある。

第2：民事事件、行政事件及び法律規定に基づく他の非訟事件を処理する過程における法律遵守を監督する。この任務を遂行するために、刑事訴訟法の各章にある具体的な諸条項及び2002年人民検察院組織法の第IV章は次のとおりに具体的に検察院の各任務・権限を規定している：

一 民事事件、行政事件及び法律規定に基づく他の非訟事件の処理を監督する際、人民検察院は次のとおりの任務及び権限がある：裁判所の民事事件受理の通知を検査すること、民事訴訟法の規定に基づいて第1審、控訴審、監督審、再審手続きにおける民事事件処理の公判廷、会議に参加すること、裁判所の民事事件を処理する判決、決定を監督すること、第1審、控訴審、監督審、再審手続きに基づいて裁判所の民事事件を処理した判決、決定を民事訴訟の法律の規定に基づいて監督すること、法律規定に基づいて、民事事件処理の過程における裁判所の違反を解決するよう同級、下級裁判所に要請、建議する権限を行使すること。

一 行政事件処理を監督する際、人民検察院は、次のとおりの任務と権限がある：法律に基づいて事件を立件すること、行政事件を裁判する公判廷に100%参加し、事件処理に関する人民検察院の所見を發表すること、人民裁判所の判決及び決定を監督すること、法律の規定に基づいて裁判所の行政事件を処理した判決、決定を第1審、控訴審、監督審、再審手続きに基づいて抗議すること、法律規定に基づいて、行政事件処理の過程における裁判所の違反を解決するよう同級、下級裁判所に要請、建議する権限を行使すること。

そうすると、人民検察院は訴訟遂行機関として民事訴訟、行政訴訟に参加し、裁判所の法律遵守を監督することである。検察院は次のとおりの活動を介して、自己の機能、任務を遂行する：法律に基づいて第1審、控訴審、監督審、再審の公判廷、会議に参加すること、裁判所の行政事件の判決、決定を第1審、控訴審、監督審、再審手続きに基づいて抗議し、民事事件処理の過程における違反を裁判所に要請、建議すること。検察院は民事事件、行政事件の適時、適法な処理を保障する為にこれらの活動を行っている。

### 3.3. 人民検察院と判決執行機関との関係

裁判所の判決、決定の監督は人民検察院の司法活動を監督する機能を遂行するための業務の一つであって、この業務は2002年人民検察院組織法第V章23, 24, 25条の規定に基づいて遂行されている。判決執行機関、執行官に対して、2002年人民検察院組織法第23条は次のとおりに規定している：判決、決定が適法、十分、適時に執行されるよう保障するために人民検察院は確定した判決、決定及び法律規定に基づく即時執行の判決、決定の執行における判決執行機構、執行官の法律遵守を監督する。判決執行を監督する過程において、執行において法律違反を発見した場合、検察院は法律違反の克服、予防を求める抗議、要請を發布し、処理の措置を提案する。同時に、判決執行業務に関する不服申立て、告訴を処理し、判決執行に対する不服申立て、告訴の処理を監督する。

## II. ベトナムにおける司法改革及び検察院の組織、活動の刷新

1. 1945年8月革命により成立された直後、ベトナム国家は、人民的司法という新型司法制度の構築を重視していた。65年を経て、ベトナムにおける各司法機関は機能、任務を果たすために、絶えず刷新、充実し、ベトナム社会主義祖国建設・保護の大業の勝利、昨今20年間の国家の刷新大業の勝利に対して重要な貢献を遂げてきた。

第6回ベトナム共産党全国代表大会(1986年12月)は“わが国における社会主義建設の大業における重要な曲がり角を印して、膨大かつ全面的な突破的な一歩を生み出し、社会において新しい活気をもたらす、状況を変革させ、国家を発展させる”という国家の全面的刷新を示した<sup>1</sup>。刷新大業の要請に対応するため、適合するように国家統治機構の改革、国家統治機構の範囲、内容及び活動方式の調整が必要であるという決定的な問題がある。国家統治機構改革において、司法改革は特別重要な役割があつて、これはベトナム国家統治機構における司法機関の役割から出発している。人民の主権を実現し、党を守り、国家を守り、人民の合法的各権利と利益を守るため、各司法機関自体は党と国家の道具である。ホー・チ・ミン主席曰く：“司法機関は政権の重要な機関であつて”，“法治制度を実現し、人民の権利を堅持、保護し、民主制度を保護する”役割がある。そのため、第6回ベトナム共産党全国代表大会から今日まで、各期大会及び党中央執行部の各会議を経て、経済改革、行政改革に関する主張、方針を提示する傍ら、ベトナム共産党は常に、司法活動の効力、効果を高めるために司法改革に関する主張、方針を提示することに関心を払ってきた。

第6回ベトナム共産党全国代表大会においても、ベトナム共産党は刷新大業に奉仕するために司法機関を含む国家の統治機構全体の組織と活動についての刷新問題を提起した。第6回大会の諸方針の実現を継続し、ベトナム共産党は次のとおりのような司法改革に関する決議を発してきた：第7会期党中央執行部第8回決議（1995年1月）、第

<sup>1</sup> 国家政治出版社 刷新20年を経た理論・実体の諸問題の総括報告 p50～p51

### 資料3

8会期党中央執行部第3回決議(1996年6月),第8会期党中央執行部第8回決議(1999年8月),そして“各司法機関の2000年に実現する必要がある緊急任務について”という2000年3月21日付け指示53-CT/TW号は特別であった。上記諸決議は,各年度において司法改革を全面的かつ深く広く進めるための特に重要な前提を生み出した。

第9回ベトナム共産党全国代表大会は“国家組織と活動の改革を強く推進し,民主を發揮させ,法制を強化する”という方針を發し,その中に“各司法機関の組織を改革し質と活動を向上し,冤罪,間違いを生み出さないよう捜査,逮捕,拘束,留置,起訴,裁判,判決執行業務における司法機関と職員の責任感を高める。人民檢察院は公訴と司法活動を監督する機能を適正に行行使すること。人民裁判所体系の再整理,各級裁判所の管轄を合理的に規定すること。量・質とも裁判官と人民參審員を強化すること。窓口の縮小の原則に基づいて捜査機関と判決執行機関を再組織する。司法警察を設立すること”という主張を明確に示していた<sup>2</sup>。第9回ベトナム共産党全国代表大会の決議を展開し,2002年1月2日,ベトナム共産党中央執行部政治局は今後の司法業務の各重点任務に関する決議08-NQ/TW号を公布し,その中で,指導の観点及び司法業務の諸重点任務を明示した。人民檢察院の組織と活動に対して,決議08-NQ/TW号は次のとおりに明示した。

“各級檢察院は,公訴機能,司法活動における法律遵守を監督する機能を適正に遂行すること。公判廷における檢察官の公訴品質を高め,弁護士,弁護人とその他の訴訟参加者との民主的な争いを保障すること。

逮捕,拘束,留置の監督業務を強化し,適法性を保障すること。各級檢察院は,自己の承認権限に属する逮捕,暫時留置,勾留における冤罪,間違いに関する責任を負うこと。

監督部門では犯罪者が各司法機関の職員である司法活動侵害罪の數種類を捜査するために,最高人民檢察院だけに限って捜査機関を組織すること。

公訴機能,司法活動の監督の機能を適正に遂行するために檢察院の中の各部署を再組織,整理すること”。

司法改革に関する政治局の決議08-NQ/TW号は大変重要な意義を有し,各司法機関を始め,檢察院の組織及び活動において全面的かつ深層までの変革を与えていた。政治局の決議08-NQ/TW号で示された党の観点を体制化するために,2002年4月2日,第10回国会11会期は2002年人民檢察院組織法を成立させ,人民檢察院は公訴權行使及び司法活動を監督する機能があると明らかに規定した。

司法改革の進展を推進させるために,2005年6月2日,政治局は“2020年までの司法改革戦略”に関する決議49-NQ/TW号を公布し,“透明性,健全,民主的,公明,正義保護のある司法体制を構築し,一歩ずつ現代化し,人民に奉仕し,ベトナム社会主義祖国

<sup>2</sup> 国家政治出版社,第9回ベトナム共産党全国代表大会の文献 p133

に奉仕し、裁判活動が中心である司法活動は効果的に、効率よく行われること”の目標を示した。決議は各司法機関の機能、任務、権限を明らかに特定し、その組織、機構を整備することを強調した。

検察院に対して、決議49-NQ/TW号は“目下、人民検察院は公訴権行使と司法活動の監督である現行機能を堅持する。検察院は裁判所組織体系と合致するように組織されること…捜査活動における公訴の責任を強化する”と明示し、

司法改革の主張と任務の実施に関するベトナムの党と国家の政治意義と強い決心をより十分表示するために、第10回党全国代表大会の決議は“透明性、健全、民主的、公明、正義、人権保護のある司法体制を構築すること。2020年までの司法改革戦略を実施を推進すること。迅速かつ一貫性のある司法を行い、裁判活動の改革を中心とし、公訴が捜査活動と密着する仕組みを実施すること”<sup>3</sup>。と更に強調した。

そうすると、党の各決議は常に検察院は公訴と司法活動の監督の機能を適正にすることを肯定、強調してきた。ベトナムの党と国家は、犯罪予防と抑制、法律違反の戦いに対して切実で効果的に奉仕する強い公訴体制を構築する方向に基づいて人民検察院を改革することを主張した。検察院は捜査活動に対して重要な役割を有する。犯罪と犯罪者を見逃さず、冤罪を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障する。

2. 党の各主張を貫徹し、今後、人民検察院の組織、活動は刷新、充実されなければならない。検察院の刷新に関する研究によれば、次のとおりの諸問題がある：

### 2.1. 検察院の位置、機能の刷新について

#### 2.1.1. 国家統治機構における検察院の位置

ベトナムでは様々な意見が存在している

- － 意見その1：公訴は行政権の機能に属しているので、検察院を行政システムに配置し、公訴権行使と捜査活動指導の機能を果たさせるほうがいい。
- － 意見その2：客観的、効果的で、正義を保護するために、公訴機関は、独立に組織され、活動し、行政機関に隷属してはいけない。
- － 意見その3：諸国の公訴機関の指摘されたモデルを分析、比較した後、現在世界で次のとおりの4種類の公訴院・検察院が(典型的に)存在している：国会に直属するモデル(中国、ロシア連邦)、行政機関に直属するモデル(日本、韓国)、司法システムと行政システムとの中間(ドイツ連邦、イタリア)、司法システムに属するモデル(スペイン)。この意見は、完璧な公訴システムはどこにもない。各々のシステムはそれなりの優れている点と限界がある。公訴機関の源であると見なされている欧州各国でさえもそれぞれ異なった

<sup>3</sup> 国家政治出版社、第X回ベトナム共産党全国代表大会(2006)の文献

公訴機関の制度が存在している。そのため、ある公訴モデルをそのままコピーするのは過ちである。政治、社会の土台、法律伝統はそれぞれの国の公訴機関を構築する際の重要な役割があると主張している。

私見ではあるが、国家統治機関における検察院機関の位置を特定する際、昔から、人類の偉大な思想家は、司法機関の立法と行政に対する独立性を強調していることに注意しなければならない。ベトナムでは、検察院は司法システムに属しているため、この機関の位置特定は司法システムの独立性を保障する土台に基づかなければならない。

公訴機関は国家統治機関における特殊な制度で、常に組織と活動の独立性を目指している。公訴機関の独立性は民主思想家の考えである。法律に基づいて、中立、客観的で、偏ることなく行動することが、公訴員に対する要請である。1990年に成立した公訴員の役割に関する国連規約と刑事法律の国際会議も、客観的で、偏ることなく公務を執行することと、法律を保護し、訴訟を直接的に遂行する者であることという公訴員に対する2つの要請を常に強調してきた。世界各国の司法改革の過程を眺めると、殆どの国は公訴員がいかなる干渉も受けず自己の任務を完遂できるよう国家統治機構における公訴機関の独立性を向上させ、肯定するために努力してきたことが伺える。

ベトナムの歴史における公訴機関と検察機関の組織と活動の経験の研究及び世界各国の公訴、検察の組織、活動の研究を総括すると次のとおりの事柄が伺える：

ベトナムでは、検察院の機関は司法機関のシステムに属し、社会主義国家の特殊制度である。1945年から今日まで、わが国の国家統治機構における公訴機関、検察機関の特定は常にこの機関の独立性を肯定する傾向を示してきた。設立されて以降、人民検察院は、常に国家統治機関において独立の機関であって、部門において集中的かつ統一的な指導の原則に基づいて組織され、活動してきた。人民検察院は院長に指導され、下級人民検察院院長は上級人民検察院の指導を受ける。各地方の人民検察院の院長、各級軍事検察院の院長は最高人民検察院長官の指導を受ける。最高人民検察院長官は国会によって選出、罷免、免職される。実体上、人民検察院の組織は独立した国家機関の一つであって、中央から地方まで統一されていることが肯定されている。

ベトナム共産党の司法改革の諸観点を貫徹し、ベトナム国家の政治体制の特徴、統治機関の組織・活動の原則とベトナムでの司法活動の実態に基づき、同時に、世界数カ国の経験を選択的に参考としたベトナム人民検察院の構築、発展の過程を総括すると、検察院の組織は国家統治機関における独立の機関であって、中央から地方まで統一されている必要があることが伺える。その位置が、検察院が公訴権行使と司法活動の監督の機能を効果的に遂行することを保障す

る。

### 2.1.2. 検察院の機能について

現在、検察院の機能、任務に関する複数の意見が存在している。検察院は公訴機能を適正に集中的に実施し、捜査機関の捜査活動と検察院の捜査の監督活動との分断状態を解消しなければならないとするのが1つ目の意見である。現行法のように検察院の公訴権行使と司法活動の監督の機能の規定を継続させること、ただし、強い公訴制度を構築するために、組織機構、活動方式、職員陣容等の方面について検察院を整備する必要があること、検察院は捜査活動を直接的指導する責任を、司法活動侵害罪、汚職・職務に関する犯罪のような諸特別犯罪を直接的に捜査すること等が2つ目の意見である。

私見ではあるが、公訴権行使は公訴機関の唯一の機能ではないと考えている。殆どの国では、公訴権行使の機能の外、公訴機関は、更に民事、行政、商業、判決執行及び勾留、留置、矯正の分野において、司法訴訟の諸活動にも一定程度参加している。三権分立制度の多数の国では公訴権行使の機能の傍ら法律遵守の監督機能も公訴機関に任せている(ロシア連邦がその一例である)。このことが、諸国では公訴機関は公訴機能のみ行使し、監督活動を実施しない旨主張している意見はまだ説得力がないことを示している。これは各国の公訴機関、検察院の改革過程を研究する際に既に証明されている。

ベトナムにおける昨今65年間の公訴機関、検察機関の形成と発展の過程を研究、総括することで、公訴機関は公訴機能の行使に限らず、司法活動を監督する機能も行い、また刑事分野における機能、任務に限らず、民事、判決執行、拘束、矯正の分野にも機能、任務を遂行していることが伺える。

1960年から2002年まで、質、効果を絶えず高めるために検察院の組織と活動の刷新を複数回行い、法律は常に、検察院は法律遵守と公訴権行使の機能があることを規定してきた。1992年憲法(改正)、2002年人民検察院組織法は公訴権行使と司法活動における法律遵守の2つの機能があることを規定している。2002年1月2日付け決議08-NQ/TW号の4年間の実施総括及び2005年6月2日付け決議49-NQ/TW号の3年間の実施の初期総括は検察院の公訴権行使と司法活動の監督の活動は強くて積極的に変化し、日増しに質、効果とも高められていることが伺える。

司法監督はいかなる国でも行わなければならない活動ではあるが、各々の国で、自国の法律伝統と国家権力の組織法に合致するそれぞれ異なった監督形式、方式、措置を有している。ベトナムでは、国家機構は立法権、行政権、司法権の行使における国家機関の役割分担をもって権力集中の原則に基づいて組織され、活動しており、ベトナム共産党は、国家と社会を指導する唯一の勢力であ

る。その特徴から、司法活動を独立的、専門的に監督する機関を組織し、維持することが必要である。司法活動の監督機能を引き続き検察院に任せることは合理的である。なぜならば、検察院は訴訟過程(刑事、民事)の全ての段階に参加する唯一の訴訟遂行機関であって、司法活動における法律遵守の監督活動を常に行う環境にあるからである。強調する必要があるのは司法の監督活動は公訴権行使活動とは弁証法的関係、有機関係があって、適時で、罪通りに、適法である公訴権活動、民事事件を適法に処理することを保障する。そうすると、司法監督業務は大きな意義があって、公訴権行使の活動目的の実現を保障することになる。

他方、暫時留置、勾留、自由刑の執行、刑事、民事判決執行などのような公民の基本的権利と責任と直接関係し、社会制度の優越性と関係する特別な分野があり、この分野に関係する組織と個人の諸活動に対する検察院の法律遵守の業務を充実、強化することよりも、より適切な監督が保障できる仕組みは存在しない。

以上の分析により、司法改革の要請に応じ、各種犯罪及び法律違反と効率よく戦うために、検察院は、1992年憲法(改正)と2002年人民検察院組織法の規定に基づいて公訴権行使と司法活動の監督の機能の実施を継続する必要がある。

刑事事件処理における公訴権行使と司法活動の監督の業務分野では、捜査活動における公訴の責任を強化すること、公訴と捜査活動が密着する仕組みを実施すること、刑事事件捜査におけるこの役割を高めること、刑事事件の公判廷における検察官の弁論の質を高めることという政治局の決議49号と第10回党大会の文献に特定された司法改革の主張を実施するためには、一方で、現行の刑事訴訟法典の規定のように刑事事件捜査における検察院の権限、責任の肯定を継続し、他方で、次のような諸問題も明らかにする必要がある：捜査活動における検察院の責任、検察院の要請を実施することにおける捜査機関と捜査官の責任、捜査活動において、検察院がより自主的に活動できるように保障する仕組み等。

民事事件、行政事件処理を監督する分野では、この業務の活動を肯定、刷新し、質を高めるよう継続し、検察院の基本活動の一つであると見なす必要がある。質を高め、業務分野においてより強く変化させ、国家、集団の利益、全ての公民の合法的権利利益を保障するために、検察院はこの種の事件を迅速かつ正確に処理することを保障するよう2004年民事訴訟法典と行政訴訟の法律の規定を厳格に実施する必要がある。この種の事件処理における違反に対する抗議、建議の質を高めること、また、国家権力行使(ここでは司法権)の監督の原則から出発し、ベトナムでの民事的生活の実態から、国家利益保護の要請、公共の利益と社会公平の保護から、強い公訴制度を有する諸外国の経験の参考から、

民事訴訟における検察院の役割、任務、権限を次のとおりの方向で肯定、刷新するよう継続する必要がある：検察院は法律遵守の検察を行いながら、ベトナム国家が一方の当事者である民事事件におけるベトナム国家の代理人であること、検察院は国家利益、公共利益、民事権利を自ら実現できず、自ら自己保護ができない個人の利益の名の下で民事事件の訴えを提起することができる。

## 2.2. 検察院の組織システムの刷新について

政治局の決議49-NQ/TW号に基づいて、今後、人民検察院は、裁判管轄に基づいて裁判所のシステムと合致するように組織され、行政単位に左右されない。同時に、当の各決議は、次のように強調している：犯罪及び犯罪者を見逃さず、冤罪者を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障するために、公訴活動は事件の立件時から、そして訴訟過程中に実施されなければならない。捜査活動における公訴の責任を強化し、公訴と捜査活動が密着する仕組みを実現すること。そうすると、検察院の組織システムは、裁判所の組織システムに合致するに止まらず、捜査機関の組織システムとも合致し、公訴活動と捜査活動の密着性、連続性を保障しなければならない。検察院と捜査機関との組織面での整合性は重要な保障であって、公訴活動の効果、質に対して決定的な性質を有している。

現行憲法の規定のように、国家によって設立され、独立した国家機関の一つであって、中央から地方まで統一されている組織システムの維持を継続すること。

各級検察院の組織機構は、次のように行政権限と訴訟権限を明確かつ具体的に区別する主張を強く徹底する方向に基づいて配置する必要がある：公訴権行使と司法活動の監督の機能を行う諸部署、参謀、総合、組織、犯罪統計、国際協力、ジェンダー、科学研究、法律制定の業務を行う諸部署、後方、財政、事務業務の業務を行う諸部署、職員の教育、知識更新研修の業務を行う諸部署。

## III. 検察院の組織と活動に関する体制改革の方向性と解決策

司法活動を始めとする検察院に関する体制改革は2020年までの方向性、2010年までのベトナムの法律体系の構築と整備の戦略に関するベトナム共産党中央執行部政治局の2005年5月24日付け決議48-NQ/TW号（決議48-NQ/TW号）に特定された人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義共和国の法治国家建設の要請に合致する政治システムにおける制度の組織と活動に関する体制の構築と整備の主張の重要な内容の一つである。決議48-NQ/TW号は“司法改革戦略の目標、方向性に合致するよう司法機関の組織と活動に関する法律を制定、整備し、各々の機関、法曹のための法的権能及び責任を適正かつ十分に特定すること”と明示した。検察院に対して、決議48-NQ/TW号は“公訴、司法活動の検察機能の適正遂行を保障する方向性に基づいて人民検察院の組織と活動に関する法律を整備すること”と明示した。

上記諸主張を貫徹し、検察院の組織と活動に関する法律文書を改正する必要があるが、

### 資料3

その中に1992年憲法，2002年人民検察院組織法，2002年軍事検察院組織法の国会令と人民検察院の検察官の国会令など重要な法律文書がある。

また，検察院の組織移行と機能，任務の刷新が行われる際，公訴権行使と司法活動の監督の活動における検察院の権限の変更も導かれることになる。そのため，次のとおり刑事訴訟，民事訴訟及び行政訴訟の諸活動における検察院の権限と関係する法律文書を改正，補充する必要もある：2003年刑事訴訟法典，行政訴訟法，破産法，商業仲裁法，民事判決執行法，刑事判決執行法等。

また，司法機関の全体系における一貫性を保つために捜査機関，人民裁判所の体系が刷新されようとするので，整合性と一貫性を保障するために各級捜査機関，人民裁判所の組織と活動に関する法律文書を改正，補充するべきである。

司法改革の要請に応じ，検察院の機関システムを再構築するための法的根拠を作り出すために現行法律の諸規定を改正，補充する必要がある諸問題の見込みとしては，具体的には次のとおりである：

1. 1992年憲法における人民検察院に関する諸規定の改正，補充(修正)：司法改革の精神に基づいて，行政単位に左右されず裁判所の組織体系と合致する検察院の組織体系を設立すること，各級検察院の組織と活動原則に関する諸問題进行处理すること，検察院に対する民選機関の監督問題等の方向で，第137条から第140条までの各条項を含む。
2. 人民検察院組織法の改正，補充：行政単位に左右されず，同時に公訴と捜査活動を密着させることを保障し，審級に基づく裁判所の組織体系と合致するよう検察院を再組織する方向に従うこと。人民検察院組織法(改正)の内容は人民検察院の検察官の国会令と軍事検察院国会令にある諸問題も含む。人民検察院組織法(改正)は次のとおりの主要な諸内容に集中する必要がある：
  - － 検察院体系の独立性に基づいて，党の諸決議で特定されている司法改革の進展，内容と合致するよう国家統治機構における人民検察院の位置，役割に関する諸規定を改正，補充すること。
  - － 司法改革における人民検察院の組織と活動原則を明らかにし，立法改革と行政改革との一貫性を保障するために諸規定を改正，補充すること。人民検察院は，分野における統一集中の原則を適切に実施することを継続すること。
  - － 犯罪起訴に独立性と実質的な権力を持ち，強力な公訴制度を構築する主張と合致するよう，検察院が公訴権行使と司法活動の監督機能を効果的に実施することができ，捜査活動における公訴責任を強化し，公訴と捜査活動と密着させる仕組みを実施するために最も良い条件を保障する方向で人民検察院の機能，任務に関する諸規定を改正，補充すること。
  - － 司法改革の要請に合致するよう人民検察院の公訴権行使と司法活動の検察の機能の範囲，内容，実施方法を明らかにするための諸規定を改正，補充すること。

- “公訴と捜査活動を密着させること”，“捜査活動における公訴の責任を強化すること”という司法改革の主張を実現するために，行政単位に左右されず，同時に捜査機関の組織体系との一貫性を保障し，審級に基づく裁判所の組織体系と合致するよう検察院の組織機構に関する諸規定を改正，補充すること。
  - 任務遂行において，自主性を持ち，独立性，自己の行為と決定に対する責任を高めるよう検察院の検察官，捜査官のための権限と責任を高める方向で人民検察院及び軍事検察院の検察官，捜査官に関する諸規定を改正，補充すること。検察院の級，等及び検察官に対する任命期間に関する諸規定を次のように改正すること：各級検察院において複数種類の検察官の構成の充当を保障すること，検察官は業務公務員であって，法律規定に基づく検察院の任務を遂行するために期限なく任命されること。
  - 行政単位に左右されない条件と郡，県，町級における人民議会を組織しない主張を実現する条件(本主張が正式的に実現された後)における検察院と民選機関との関係に関する諸規定を改正，補充すること。
3. 刑事訴訟法の改正，補充：司法改革の要請に応じるためであって，その中で，検察院の組織，活動に関係する具体的な内容は次のとおりである：
- 次のように検察院の組織体系，活動に関する刑事訴訟の諸原則を改正，補充すること：刑事事件に関する立件と処理責任に関する原則，刑事訴訟における公訴権行使と法律遵守の検察の原則，公判廷での弁論原則，訴訟進行機関の活動に対する民選機関，組織，代表の監督原則等
  - 行政管理の権限と刑事訴訟における司法の責任，権限とを明らかに区別し，任務遂行において，自主性を持ち，独立性，自己の訴訟行為と決定について法律に対する責任を高めるよう検察院の検察官のための権限と責任を高める方向で検察院の院長，副院長の任務，権限と責任，検察官の任務，権限と責任に関する諸規定を改正，補充すること。
  - 捜査活動における公訴の責任を強化し，捜査活動に対する検察院の権利と検察院の要請の実施における捜査機関の責任を保障する仕組みを構築する方向で，刑事事件立件における検察院の権限と責任，捜査段階において公訴権を行使する際の検察院の任務，権限，捜査を検察する際の検察院の任務，権限に関する諸規定を改正，補充すること。
  - 公開性，民主性，公正を保障し，弁論する際の検察官の自主的役割を強化し，公判廷における弁論の質を高める方向で公判廷の組織，取り調べ，弁論の手續きに関する諸規定を改正，補充すること。
4. **司法改革の要請に基づいて2004年民事訴訟法を改正，補充すること。** 検察院は法律遵守の検察を行いながら，ベトナム国家が一方の当事者である民事事件におけるベトナム国家の代理人又は，国家利益・公共利益・民事権利を自ら実現できず，自ら自己

### 資料3

保護ができない個人の利益の名の下で民事事件の訴えを提起する者（ベトナム国家の代理人）である方向で民事訴訟における法律遵守の規定を改正し、民事事件処理における検察院の法律遵守の機能の肯定と刷新を継続すること。

5. 行政訴訟法の制定：“人民検察院は人民検察院組織法の規定と行政訴訟法の規定に基づいて行政事件処理過程における法律遵守を監督すること”は行政訴訟の基本原則の一つであることの肯定を継続すること。この原則は行政訴訟の全制度に渡って貫徹しなければならない。裁判所の事件受理時から確定判決、決定執行が終了する時までが監督範囲であることを明らかにすること。同時に、行政事件処理過程における法律遵守の監督機能を遂行する際、検察院は次のとおりの任務、権限があることを明らかに規定すること：人民検察院組織法の規定及び行政訴訟法の規定に基づいて、行政事件を提訴、立件すること、行政事件処理の全ての公判廷、会議に参加すること、抗議権、建議権、要請権を行使すること。
6. 人民裁判所組織法の改正、補充及び捜査機関組織の制定：その中で、検察体系の組織と活動のモデルと合致するよう統一性、一貫性を保障するために人民裁判所及び捜査機関の組織と活動を設立、整備することに関する諸規定を改正する必要がある。
7. 人民議会及び人民委員会組織法の改正、補充：その中に、4階級に基づく検察院の活動と組織モデルの合致を保障し、行政単位に左右されず、同時に、試験段階を経て正式な展開に移行した後、県、郡、町の人民議会を組織しない主張とも合致するよう検察院の活動に対する人民議会の監督機能に関する諸規定を改正する必要がある。

### 結論

ベトナムにおける検察院の改革は、ベトナム国家の憲法に規定されている国家統治機構の組織、活動の諸原則を遵守しなければならない。国家統治機構を始め、司法機関を改革する過程において、ベトナム国家は、国家権力は統一的であり、立法権、行政権と司法権の各行使において、各国家機関が役割分担、連携するという原則が常に肯定されているという問題が存在している。そのため、検察院に公訴権行使と司法活動の監督の機能があることの肯定を継続することは合理性があり、必要である。人民検察院は、中央から地方まで統一され、集中統一的に指導される原則に基づいて組織され、活動し、地方にある国家機関に隷属せず、独立した機関システムの一つである。

## 日本についての感想

修士 Nguyen Thi Thuy (グエン・ティ・トゥイ)  
最高人民検察院検察理論研究所刑事法研究課長

世界各国に出張する機会に恵まれましたが、この6月の日本出張は深く印象に残っております。豊かで美しい人間性と文化的・近代的な国柄を自身の目で確認しました。それらは本や新聞などでも伝えられていましたが、実際に訪日して初めて実感を伴い理解できました。交通信号機からは信号の色を知らせる鳥の声が聞こえ、目の不自由な人のための専用歩道が日本全国の街路で設けられていたことには感銘を受けました。また、日本人からは、逆境を乗り越える力強さと几帳面さが感じられました。日本が自然の厳しさに打ち克ち、世界的な大国へと発展したことが理解できます。

出張期間中、特にお世話になりました赤根智子様、森永様、松原様、権瓶様を始め、日本国法務省法務総合研究所の幹部の皆様方の職業観・仕事への姿勢が印象に残っております。皆様からは、いつも勤勉さと規律正しさ、そして仕事への誇りを感じることができました。

日本の皆様から授かった民主的・公正で厳格な司法体制構築の経験は、今後、ベトナム司法改革の任務を遂行する際の貴重な判断材料となることと考えます。

最後に、お世話になりました法務総合研究所の皆様の御厚情に、深く感謝を申し上げます。

2010年6月29日、ハノイにて

赤根智子日本国法務省法務総合研究所国際協力部長 殿

森永 様

部長殿、森永様ならびに法務省の皆様方、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。我々が日本を訪問し、研修期間中に、手厚い御支援と御指導をいただきましたことに、改めて感謝の意を表明いたします。

日本国法務省法務総合研究所の御協力により、日本の皆様のお目にかかり、専門分野について意見を交換させていただきましたことを光栄に存じます。皆様の御見識を伺い、日本の検察庁および刑事訴訟モデルに関して有意義な情報を得ることができました。特に、日本の検事は非常に優秀で、法律的な専門知識が豊富で、自身の職業への誇りが感じられました。研修から得た知識は、今後のベトナム司法改革の趣旨に適合した人民検察院および刑事訴訟モデルの改革を行う上で参考にすべき貴重な判断材料となることと存じます。

書面にて御礼申し上げます。

博士 Hoang Thi Quynh Chi (ホアン・ティ・クイン・チ)

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所民事・行政法研究課長